

令和4年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和4年6月20日（月曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年6月20日（月曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総務課長	大平弘明君
税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建設課長	山村輝明君
農林水産課長兼農業 委員会事務局長	金子剛君	水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君
教育次長	井手守道君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 令和4年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会
- (2) 令和4年度 第57回 西九州自動車道建設促進期成会 定期総会
- (3) 令和4年度 町村議会 議長・副議長研修会
- (4) 令和4年度 東彼杵道路建設促進期成会 総会

2 議員派遣結果

- (1) 西九州自動車道建設促進大会

日程第4 行政報告

- (1) 報告第3号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
- (2) 報告第4号 専決処分した事件（令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第3号））
- (3) 報告第5号 令和3年度 佐々町繰越明許費繰越計算書（一般会計）
- (4) 報告第6号 令和3年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書
- (5) 報告第7号 令和3年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書
- (6) 報告第8号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書
- (7) 報告第9号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書
- (8) 西九州自動車道建設促進大会
- (9) 新型コロナウイルス感染症の対応について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
  - ① その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
  - ① 観光・商工について
  - ② 事業の進捗状況調査について
  - ③ その他緊急を要する事案について

3 新庁舎建設に関する調査特別委員会

- (1) 特別委員会調査
  - ① 新庁舎建設に関する調査について

日程第6 一般質問

- (1) 1番 平田 康範 議員
- (2) 7番 永安 文男 議員
- (3) 5番 長谷川 忠 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただ今から令和4年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和4年6月第2回佐々町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には全員出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者の減少に伴い、県全体の感染段階のレベルが6月9日にレベル2を1、警戒警報からレベル1注意報に引き下げられております。

最近の感染状況は、家庭内感染と学校で全体の7割を占めるという状況になっているようでございます。本町において、昨日も感染者の報告がなされておりまして、感染がなかなか落ち着かない状況ということで大変心配しているところでございます。引き続き、町民の皆様、議員の皆様にはこれまで同様、会話時のマスクの着用、それから3密の回避、小まめな手洗いなど、基本的な感染予防の対策を徹底していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

また、佐々町の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、後もって行政報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、議案につきましては、付託案件を含めまして8件を提案しておりますので、皆様方に御理解をいただき、また、御承認をいただきますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

6月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、6月20日本日から6月22日までの3日間をしたいと思っております。

6月20日、本会議の1日目は、まず、諸般の報告を行います。

1 番目に議長出席会議報告 4 件。2 番目に議員派遣結果 1 件の報告を私から行います。

次に、行政報告ですが、9 件の報告を町長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1 番目に総務厚生委員会所管事務調査、2 番目に産業建設文教委員会所管事務調査、3 番目に新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、6 名のうち 3 名の方の質問です。

1 日目は、一般質問終了後、散会となります。

6 月 21 日、本会議 2 日目です。20 日に引き続き、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり 6 名のうち 3 名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第 25 号から議案第 26 号、議案第 51 号から議案第 53 号まで 5 議案です。上程順位については議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

6 月 22 日、本会議 3 日目です。21 日に引き続き、議案審議です。議案第 54 号から議案第 56 号までの 3 議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議 2 号の 1 件と、請願 1 号の 1 件と、意見書 1 号の 1 件です。

次に、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、改めて御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議の 6 月 20 日、21 日、22 日です。

お諮りします。本定例会の会期は、6 月 20 日から、本日から 6 月 22 日の 3 日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、本定例会の会期は 6 月 20 日本日から 6 月 22 日の 3 日間に決定しました。

日程表に従って議事を進めていきます。

### — 日程第 3 諸般の報告 —

#### 議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の 4 件を私のほうから行います。

諸般の報告。資料 1 です。議長出席会議報告。

1 番目は、1 ページから 11 ページです。

令和 4 年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会が令和 4 年 5 月 23 日、ホテルニュー長崎で開催されました。

まず、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会の議事とし、令和 3 年度事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和 4 年度の事業計画（案）、収支計画（案）、決議（案）について提案され、原案可決されました。

続いて、長崎空港活性化推進協議会の議事とし、令和 3 年度事業報告、収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和 4 年度の事業計画（案）、収支計画（案）について提案され、原案可決されました。

続いて、長崎上海航路利用促進協議会の議事として、令和 3 年度の収支決算、監査報告が提案され、承認可決。

次に、令和4年度の収支決算（案）について提案され、原案可決されております。

次に、資料13ページから19ページです。

2番目に、令和4年度 第57回 西九州自動車道建設促進期成会 定期総会です。

令和4年5月26日、伊万里市、伊万里迎賓館にて開催されました。議事として、令和3年度事業報告、決算報告が提案され、承認可決されております。

次に、役員改正（案）、令和4年度事業計画（案）、収支予算（案）が提案され、原案可決されております。

そのほか、西九州自動車道の事業概要（進捗状況）説明及び意見交換が行われました。

次に、資料21ページです。

3番目に、令和4年度 町村議会 議長・副議長研修です。

令和4年5月30日、東京国際フォーラムで開催され、長崎県から8名の正副議長が参加しております。研修として、「町村議会にあるべき姿」と題して、講師は東京大学名誉教授、大森彌先生、「町村議会議員報酬について」と題し、講師は大正大学教授、江藤俊昭先生、3番目として、「地方議会とハラスメント」と題しまして、講師は三浦まり先生、以上の3つのテーマについて研修がありました。

次に、資料23ページから28ページです。

4番目は、令和4年度東彼杵道路建設促進期成会 総会が、令和4年6月2日に佐世保市まちなかコミュニティセンターで開催されました。議事として、令和3年度事業報告、収支決算報告並びに監査報告が提案され、承認可決されております。

次に、令和4年度事業計画（案）、収支決算（案）が提案され、原案可決されております。

そのほか、総会決議として、5項目の決議が採択されております。

次に、議員派遣結果を報告します。諸般の報告、資料の2です。

西九州自動車道建設促進大会です。令和4年6月12日、佐々町文化会館大ホールにおいて開会され、議長、副議長、産業建設文教委員会3名が出席しております。大会では国土交通省九州地方整備局、西九州高速鉄道株式会社より工事の進捗状況報告、佐々町商工会の中村中央部会長による地元意見発表がありました。また、4項目の決議が採択され、大会の最後に参加者全員で頑張ろう三唱が行なわれております。

今、報告しました議長出席会議報告4件並びに議員派遣結果1件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

#### — 日程第4 行政報告 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

次に、日程第4、行政報告に入ります。

9件の報告を、町長からお願いいたします。また、案件が多うございますので、1から3番目、それから4から5、6、7、8、9と4段階に分けて町長の行政報告、質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これから、町長の行政報告をお願いいたします。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、報告第3号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したの

で、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件。

2、専決処分年月日、令和4年6月8日。後もって建設課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

報告第4号 専決処分した事件。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。1、専決処分した事件名、令和4年度佐々町一般会計補正予算（第3号）。

2、専決処分年月日、令和4年6月8日。中身につきましては、税財政課長より後もって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

報告第5号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。令和3年度 佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、これにつきましては、後もって税財政課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

建設課長。

**建設課長（山村 輝明 君）**

それでは、報告第3号について御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和4年6月8日専決、佐々町長。

1、専決処分にする事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（道路陥没による物損事故における和解及び損害賠償）。

2、専決処分事件発生年月日、令和4年6月8日。

3、損害賠償額、5万5,000円。

次ページをお開きください。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

5、事故の概要。佐世保市在住者男性が相手方所有の代車を運転し、町道真申美渡世越線を真申（国道側）から西町方面（県道側）に走行中、舗装劣化によるポットホールにより、タイヤホイールを損傷させたものです。

6、和解の概要。町及び相手方は、上記事故の責任割合を町側10割、相手方ゼロ割とし、本件事故に関する一切の損害賠償金として、タイヤホイール取替に係る費用5万5,000円を、町が相手方に支払うものとする。本件示談のほか、町と相手方の間には一切債権債務関係がないことを確認する。

資料をお願いいたします。

事故の概要につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

和解の内容でございます。資料の中段になります。事故の当事者、甲、こちらが佐々町になりまして、佐々町の損害額が5万5,000円、乙、相手方になりますが、そちらがゼロ円です。責任割合が甲、佐々町が100%となっておりますので、その額5万5,000円をタイヤホイール取替費用として、乙、相手方に支払うものとなっております。損害賠償の額は5万5,000円です。

この和解及び損害賠償に係る歳入歳出予算の補正を、この後の報告4号でお願いさせていただきます。

事故を受けての対応といたしまして、建設課職員にて舗装のポットホールの補修を行っております。

次ページ以降は、現場の写真と損傷したホイールの状況、それと、最後が位置図となっております。

御迷惑をお掛けしまして、大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、報告第4号の次のページをお願いいたします。

令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度 佐々町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,184万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月8日専決、佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額5万5,000円、計1億617万1,000円。4項雑入、補正額5万5,000円、計5,516万5,000円。

歳入合計、補正額5万5,000円、計82億8,184万7,000円。

歳出。8款土木費、補正額5万5,000円、計9億3,303万2,000円。1項土木管理費、補正額5万5,000円、計8,525万6,000円。

歳出合計、補正額5万5,000円、計82億8,184万7,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

それぞれ歳入歳出計上いたしておりますけれども、先ほど報告がありました報告第3号に伴う補正予算の専決処分となっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

次、令和3年度、そのままお願いします。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、報告第5号の1ページをお願いいたします。

令和3年度 佐々町繰越明許費繰越計算書。会計名、一般会計です。

2款総務費1項総務管理費、事業名、転出・転入手続きワンストップ化に伴う住民記録システム改修事業。翌年度繰越額270万6,000円、未収入特定財源として国県支出金270万6,000円。これにつきましては、12月末の完了見込みとなっております。

続いて、3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業。翌年度繰越額3,356万3,567円、未収入特定財源として国県支出金が3,356万3,567円。これにつきましても、12月末の完了見込みとなっております。

続いて、3款民生費2項児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給付金事業。翌年度繰越額691万2,000円、未収入特定財源として国県支出金691万2,000円。これについては5月末の完了となっております。実績として9世帯9名分の給付金の支出を行っております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、ため池劣化状況評価事業。翌年度繰越額260万円、未収入特定財源として240万円、一般財源が20万円。これにつきましては12月末の完成見込みとなっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、ため池ハザードマップ作成事業。翌年度繰越額160万円、未収入特定財源として150万円、一般財源が10万円。これについては6月末完成見込みとなっております。

続いて、7款商工費1項商工費、事業名、営業時間短縮要請協力金事業。翌年度繰越額548万4,896円、既収入特定財源として15万896円。これについては県の事務費補助金の分でございます。未収入特定財源として国県支出金533万4,000円。これについては、6月上旬の完了済みでございます。実績としましては2件で、2件の170万1,000円の協力金の支出を行っております。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費、事業名、道路改良維持補修事業。翌年度繰越額1,400万円、未収入特定財源、地方債1,390万円、一般財源10万円です。これについては、第2保育所線の法面改修工事でございますけれども、7月下旬の完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費3項河川費、事業名、佐々川ハザードマップ作成事業。翌年度繰越額1,000万円、未収入特定財源として、国県支出金500万円、一般財源が500万円です。これについては、6月末完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費3項河川費、事業名、河川改良事業。翌年度繰越額1,600万円、未収入特定財源で地方債1,590万円、一般財源が10万円です。これについては、高岩川支流の壱銭替地区の整備工事でございますけれども、8月下旬の完成見込みとなっております。

続いて、8款土木費3項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業。翌年度繰越額1,800万円、未収入特定財源として地方債1,790万円、一般財源が10万円です。これは、堅山地区の法面保護工事分でございますけれども、8月下旬の完成見込みとなっております。

それから、続いて、8款土木費2項都市計画費、事業名、公園施設長寿命化事業。翌年度繰越額3,500万円、未収入特定財源として国県支出金が1,500万円、地方債が1,500万円、一般財源が500万円でございます。これは、国の補正予算に伴うものでございまして、町内の街区公園の7か所分でございます。12月末の完成見込みとなっております。

続いて、10款教育費5項社会教育費、事業名、文化会館非常用自家発電機更新事業。翌年度繰越額1,200万円、未収入特定財源として地方債1,190万円、一般財源が10万円です。これは7月末の完成見込みとなっております。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、3年災農地災害復旧事業。翌年度繰越額960万円、未収入特定財源として国県支出金が403万2,000円、地方債40万円、その他146万3,000円、一般財源が370万5,000円です。これは、田畑の5件分でございます。令和5年1月末の完成見込みとなっております。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、3年災農業用施設災害復旧事業。翌年度繰越額700万円、未収入特定財源として国県支出金286万2,000円、地方債120万円、一般財源が293万8,000円です。これは用排水路4件分でございます。令和5年1月末完成見込みとなっております。

続いて、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、3年災公共土木施設災害復旧事業。翌年度繰越額1,600万円、未収入特定財源として国県支出金604万1,000円、地方債500万円、一般財源が495万9,000円です。これは、河川1か所、道路3か所、合計4か所の分でございます。7月上旬の完成見込みとなっております。

合計として、翌年度繰越額が1億9,046万6,463円、既収入特定財源15万896円、未収入特定財

源、国県支出金が8,535万567円、地方債が8,120万円、その他146万3,000円、一般財源が2,230万2,000円です。

令和4年6月20日提出（令和4年5月31日調製）佐々町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、3件の報告がありました。これに対して質疑を行います。質疑はございますか。9番。

9 番（須藤 敏規 君）

報告第3号と4号に関連しまして、事故はいつ起きるか分かりませんから、やむを得んと思うんですけども、写真を見る限り、通常見て傷んでいるというのは分かるはずだと、ちょっと思ったものですからお尋ねするんですけど、補修したとはいいいんですけど、これにあわせて、道路管理者として巡回してみて、同程度のものがあるかどうかという調査はされたのかどうかというのが一つ。

もう一つは、事故でしたらお互いにその現場におるから、事実確認はできるんですけども、たまたま本人さんが言ってこられて分かって、それを認めるような形になったのか、事故の確認ですたいね。事故というか、損害を与えた。そこら辺はどうだったのか、ちょっと2点確認を。また起きるかも分かりませんので聞いておきます。

それから繰越明許、会計年度独立の原則で、最近非常に繰越明許が多くなっているということが一点ちょっと思うんです。災害とかいろんなとは仕方ないと思うんですけども、日常的に予算化した部分について、事務の段取り的に遅れたのかどうか、そこら辺の認識については全体として財政当局がどがん思うとらるか知らんですけど、そこら辺の見解をお尋ねしておきたい。

やはり原則に基づいて、会計年度内に完了するように予算を組んで進めていくとか、そういう考えはないのか。1年、繰越しがならんようにやめて、やっていくという考えはないのか。3点ほど聞いておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

1点目の、その後の町道で同様な現場はないかというのを確認したかという御質問なんですけども、その分については建設課職員と、建設課の道路維持補修班も現場のほうずっと回りますので、その辺で確認をしております。それと、今後、そういうふうな可能性がある道路がある程度ありますので、その分につきましては、通常の巡視の中で確認して、チェック表のようなので報告をして、即時に対応するような体制を整えていたところでございます。

それと、当日の事故の確認ですけれども、陥没の損傷をされた車の方から連絡がありましたので、その事故の当事者と現場で立ち会っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

**税財政課長（藤永 大治 君）**

議員御指摘のとおり、繰越明許が毎年度多額発生しているのは事実でございます。今回のこの令和3年度の繰越計算書のうち、投資的事業に伴うものが1億4,180万円でございます。そのほかは、国の政策であったり、コロナ対策の分でございますけれども、投資的事業の分が1億4,180万円分でございます。これについてはこの令和3年度というのは入札が不調に終わったでありますとか、物資がコロナの関係で調達ができないとか、そういうふうな案件が今年度は多かったように思われます。

基本は会計年度の独立の原則でございますので、繰越しがないように予算を計上して執行をしていくというのが原則だと考えております。例えば、議員の御意見でありました1年やめて繰越しがないようにというところでございますけれども、例えばでいきますと、この下から6段目に急傾斜地崩壊対策事業、堅山地区法面保護工事というのがございますけれども、これもまだ続けて工事がありますけれども、今回は令和3年度の繰越しを一旦この令和4年度中に完成をさせて、この令和4年度中の予算は繰延べをして令和5年度にしようと、そういうふうなことも当初予算の査定の中でしております。

できる限り、この繰越しが発生しないように、この投資的事業につきましては、予算の計上の段階から担当課と協議をして進めていかなければならないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

9番。

**9 番（須藤 敏規 君）**

建設課長のほうから確認をされたということでございますが、その中では同類のものはなかったかどうかというのは、まだ報告なかったから、それはちょっと聞いておきますね。

あとは、通常でやっていくということですけど、維持補修班で確認をさせたということですので、その分でなかったということで認識すればいいかをお尋ねしておきます。

それから、もう一つ、ということは、事故の本人の申出どおり受け入れたということで、事実確認はそれに基づいてしたということですね。現場を見ていないから、相手の申出のとおり被害があったという考え方をすればいいわけですね。

それから、財政課長の件については分かりました。要するに、もう事業を予算化すれば、その年度しなくちゃいかんものですから、例えば用地がなっていないとか、そういうのは手前できばいてから予算化するとか、そういう検討を是非していただきたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

建設課長。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

建設課長。

**建設課長（山村 輝明 君）**

パトロールの際に、例えばですけど、牧崎市場線、あの診療所のところから入っていった所の狭い町道がありますけども——（9番「あったかどうかだけでいいです。」）ありました。ありましたので、補修をいたしました。その分に。（9番「ほか全部回って、いくらある、そこだけならそこだけでいいですけど、ほかはないですね。」）ほかはありません。

それと、事故の確認ですけども、当事者と現場を立ち合いまして、損傷したホイールの位置と穴ぼこの深さ等を図って、そのホイールの傷がここの陥没による事故だということで、判定

をいたしております。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。続きまして、報告6、7をお願いいたします。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、報告第6号 地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。令和3年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって後ほど説明させます。

続きまして、報告第7号 地方公営企業第26条第3項の規定による、繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。令和3年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

水道課長をもって説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

報告第6号の1枚めくっていただきまして、令和3年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書を御覧ください。

1款資本的支1項建設改良費、事業名、水道施設建設改良事業。令和3年度継続費予算現額、予算計上額2億9,960万円、前年度繰越額4,182万7,000円、計3億4,142万7,000円。支払義務発生（見込）額1億7,181万7,000円。残額1億6,961万円。翌年度繰越額1億6,961万円。翌年度繰越額に係る財源内訳、企業債1億1,260万円、損益勘定留保資金5,701万円でございます。

こちらの継続費の繰越でございますけれども、内訳といたしまして、翌年度繰越額1億6,961万円の内訳といたしまして、1号ろ過地の設備更新工事、こちらが7,480万円、中央配水池侵入道路築造工事（その3）、6,157万5,000円、平野地区送配水管更新工事（3工区）、こちらが1,399万2,000円。合わせまして3件の工事で1億5,036万7,000円を工事として繰越しております。

差引きの実質の残額として、繰越繰越としておりますのが、1,924万3,000円というふうな内訳になっております。

この3本の事業のうち、1号ろ過地の設備更新工事につきましては、継続費としまして、当初から年度をまたがる工事ということで発注をしたものでございますが、中央配水池の侵入道路の築造工事と平野地区の送配水管更新工事、こちらにつきましては、当初は年度内完成の予定でございましたけれども、ダクティル鑄鉄管の塗料の問題が発生いたしまして、これによって繰越しをせざるを得なくなったというものでございます。

工期につきましては、1号ろ過地の設備更新工事が令和4年10月4日までと。それから、中

中央配水池の侵入道路築造工事（その3）につきましては令和4年7月29日、平野地区送配水管更新工事の3工区につきましては令和4年5月20日ということで、こちらについては完了をしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、引き続きまして、報告第7号、こちらを1枚おめくりください。

令和3年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、平野・木場・角山地区配水管更新設計業務委託。予算計上額2,673万円、支払義務発生額801万円、翌年度繰越額1,872万円、左の財源内訳、企業債1,400万円、補償金はゼロでございます。損益勘定留保資金472万円。理由としまして、令和4年度以降の工事を平準化して行っていくためでございます。

こちらにつきましては、もともと当初の想定では継続費を新たに設定をいたしまして、年度をまたがる長期間にわたる工事をするということで、まずもって想定をしていたところでございます。しかし、昨年9月補正にて御説明をさせていただきましたとおり、既に設定をしております継続費、令和4年度までの継続費の中身を整理していく中で例えば浄水場ですとか、ポンプ場ですとか、配水池といった施設に係る工事を複数年度でまたがってやる場合には、継続費で設定をします。

それから、それらに伴う送配水管の更新が発生する場合は、そこまで合わせて継続費で設定をしますけれども、それ以外の老朽管対策等々も含めて送配水管の工事については、単年度単年度で予算化をしていくというふうな御説明を差し上げて、昨年9月補正で整理をさせていただいたところです。

その整理に伴いまして、こちら今行っております、継続費の中で行っております新平野のポンプ場ですとか、新平野の配水池、中央配水池、これに伴う送配水管の更新工事を4年度までの継続費で実施をしておりますが、これが完了した後、そこから先の平野木場角山地区の配水管更新を行っていく必要がございますけれども、これにつきまして継続費は設定せずに工区を分けて、事業を分けて、毎年度毎年度、単年度で発注をしていくというふうにした関係で、工区分けですとか、その事業費の見極め、平準化、年度ごとの平準化をやっていくということに方針を切り替えましたので、その関係で繰越しと、業務日数が不足をいたしましたので、その関係で繰越しをさせていただいたものとなっております。こちらにつきましては、工期が令和4年8月31日までとなっております。

それから、次の行ですけれども、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管更新工事（1工区）。予算計上額2,200万円、翌年度繰越額2,200万円、左の財源内訳、企業債1,660万円、補償金18万円、損益勘定留保資金522万円。

説明欄ですけれども、県発注工事のスケジュールに合わせ配水管更新の施工を行う必要があるためということで、こちらは芳ノ浦地区の舗装改良等を県のほうで工事をなさっているところですが、昨年度大雨によりまして法面の崩壊等が起こっております。これに伴いまして、県のほうはその法面の復旧を先にやるということで、その工事の工期の変更等々をなさっておりますので、それに合わせて本庁が行なう配水管の更新のほうも繰越しを行わせていただいたところです。

それと、その県の関係に加えて、こちらにつきましてもダクティル鋳鉄管の塗装の問題も重ねてございましたので、こちらも繰越しをさせていただいたという状況でございます。こちら

の工期は、令和4年7月28日までとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

報告6、7について質疑をお願いいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。次、お願いいたします。

報告8、9をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第8号 地方公営企業施行令第18条の2第1項の規定による、継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。令和3年度 佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書。

これにつきましては水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第9号地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和4年6月20日提出、佐々町長。

記。令和3年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。水道課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長、8、9続けてお願いいたします。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、まず報告第8号を1枚おめくりいただきまして、令和3年度 佐々町公共下水道事業会計継続費繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、し尿等前処理施設建設事業。3年度継続費予算現額、予算計上額4,620万円、前年度繰越額ゼロ、計の4,620万円。支払義務発生（見込）額ゼロ、残額4,620万円、翌年度繰越額4,620万円。翌年度繰越額に係る財源内訳、企業債2,120万円、国庫補助金2,260万円、損益勘定留保資金等240万円。

こちらにつきましては、後の議案のほうで上程をさせていただきますけれども、し尿等前処理施設に係ります建設事業の一部ということで、3年度に予算計上をしておりましたが、全額未契約で繰越しをさせていただくものというふうになっております。

以上でございます。

それから、続きまして、報告第9号のほうを1枚おめくりいただきまして、令和3年度 佐々町公共下水道事業会計予算繰越計算書。

まず、上段が地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額ということで、通常の繰越分になります。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、大新田中継ポンプ場設備更新実施設計業務委託。予算計上額1,700万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額1,700万円、左の財源内訳、企業債860万円、国庫補助金750万円、損益勘定留保資金等90万円。

右の説明欄ですけれども、当該業務は日本下水道事業団に委託をしておりますが、新型コロ

ナウウイルスの感染拡大による影響に伴い、日本下水道事業団から公募を行いましたけれども、受託するものがなく、年度内に事業を完成することが困難となったためということでございます。

続きまして、下の段ですけれども、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越しでございます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、大新田中継ポンプ場耐震対策工事実施設計業務委託。予算計上額2,100万円、支払義務発生額ゼロ、翌年度繰越額2,100万円。左の財源内訳、企業債990万円、国庫補助金1,000万円、損益勘定留保資金等110万円。

説明欄ですけれども、こちらは上段の分と全く同じ説明となっております。

この事業につきましては、まずもともとの想定としましては、大新田中継ポンプ場の設備を更新するという計画を佐々町だけではなくて、全国あっちこっち、こういった計画を立てている中で、この設備更新をするにあたって、その手前で耐震対策をしなさいというのが、国のほうから通知が発出をされました。

その関係で、この事故繰越しをしておりますこの耐震の実施設計というものの発注が、全国一斉に行われたという事情がございまして、事業団に委託をし、事業団のほうで2回公募をかけてあるんですけれども、2回とも不調に終わったというふうな状況でございました。

この事故繰りにつきましては、そのような状況でございまして、全国一斉にというところがございましたので、県とも事故繰りの要件にあたらぬので、一旦これを落とさせていただいて、4年度に改めて予算計上をさせていただくという方向で、県との協議も行っていたところでもございましたけれども、国のほうからこの新型コロナウイルスの感染拡大による影響ということで、事故繰りとして整理をしてよろしいというふうな通知が正式に発せられました。

これを受けて、本町におきましても、事故繰りというふうな整理をさせていただいたところでもございます。ちなみに県内では、佐々町だけではなくて、ほかに2市町同様な事由ということで、事故繰りとなっている状態のものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

報告第8号、9号に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

8号、9号についての質疑を終わります。

西九州自動車道それから新型コロナ、報告をお願いいたします。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

それでは、西九州自動車道建設促進大会について御報告を申し上げます。

これについては、一部先ほど議長のほうから報告がございましたけど、大変申し訳ないですけど重なる部分もあると思っておりますけど、よろしくお願申し上げます。

西九州自動車道の建設の促進大会についてでございますが、令和4年6月12日、日曜日に佐々町文化会館におきまして、西九州自動車道建設促進大会を開催いたしました。

本大会は、県北の沿線自治体であります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催で長崎県西九州自動車道建設促進期成会の共催で、本自動車道の早期完成と全線開通を期待する地元の熱い思いを集結しながら発信するものでございまして、平成29年度の初回開催から

今回で5回目となるものでございます。

今年の大会もコロナ等の影響によりまして、昨年と同様に規模を縮小して開催いたしました。本大会では、本県選出の国会議員であります金子農林水産大臣、古賀参議院議員をはじめ、村山国土交通省道路局長、松田西日本道路株式会社取締役常務執行役員など多くの御来賓をお迎えいたしました。

また、本町から議長さん、副議長さん及び産業建設文教委員会の委員の皆様をはじめ、42名の方々の参加をいただき、全体で約330名の規模となる大会でございました。

本大会では、国土交通省九州地方整備局、長崎河川国道事務所長及び西日本高速道路株式会社佐世保工事事務所長から事業の進捗状況について詳細な説明をいただくとともに、佐々町商工会中央部会の中村尚広会長の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

大会決議では、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成、佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化の整備促進、予算の持続的な確保など強く要望することが決議され、淡田議長の御発声の下、参加者全員による早期完成に向けた「団結、頑張ろうの三唱」が行われ、盛会に閉会することができました。

大会資料につきましては、議員控室へ置いておりますので、御参照いただければと思っております。当日、御参加をいただきました議長さんをはじめ、議員の皆様方には大変御足労をおかけして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

以上が、西九州自動車道建設促進大会についての報告とさせていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をさせていただきます。

長崎県下の感染者の推移といたしましては、連休明け以降、感染者数が増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に推移していると報告をされております。

本町でも同様の状況は見られましたが、5月末にクラスターが確認されたことを含め、現時点に至るまで感染者の確認が続いている状況でございます。このような中、県の感染段階レベルの判断資料である病床使用率が県全体で低い水準に推移していることにより、6月9日から県内の感染段階レベルを1に引き下げ、本町におきましても、町民の皆様におきましては、マスクの着用を行うなど、町内会を通じ町長メッセージを発信させていただいたところがございます。町民の皆様には引き続き、基本的な感染予防対策の徹底といたしまして、屋内等の必要場面でのマスクの着用、手洗い、手指の消毒を、密を避ける、定期的な換気の実施、会食場面での黙食及び会話の際のマスク着用をお願いしたいと思います。

それでは、ワクチンの接種状況について御報告を申し上げます。

ワクチンの3回目の接種につきましては、令和3年12月以降、医療従事者等の方への個別接種、令和4年1月27日から集団接種を開始いたしました。その後、国から接種間隔を前倒しするように指示がなされたことに伴いまして、2月、3月におきまして集団接種の日程を、日数を増やし取り組みましたことから集団接種は令和4年4月24日をもって終了し、現在、僅かではありますが、個別接種を引き続き実施している状況でございます。

ワクチンの4回目接種につきましては、現在、準備等を行い、整えまして、御存じのとおり3回目のワクチン接種を終了し、5か月を経過した60歳以上の方、それから18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方、その他重症化のリスクを伴う重症化リスクが高いと医師が認める方に対して、順次4回目の接種券を、発送を開始しております。

まず、昨年の12月中に3回目を接種いたしました方に対して、5月末に発送を行いまして、個別接種について対応していただいております。その後、ことしの1月以降に3回目接種を終了し、5か月を経過した方に対して、6月10日に発送したところがございます。6月の補正予算にも計上をさせていただいておりますが、集団接種を7月6日から開始をし、個別接種は既に医療機関で接種を開始していただいております。

このように、昨年度の接種から1年を通し、本町のワクチン接種は順調に進められているこ

とは、ひとえに町内の医療機関の皆様各位の御協力のたまものであると、この場をお借りいたしまして厚く感謝を申し上げたいと思います。

住民の皆様に対しては、接種券が届くまで御安心してお待ちいただきたいと思っていますし、また、基礎疾患を有する方で接種を御希望する方々へは、6月の広報紙とともにチラシで案内をしておりますので、接種券の発行についてはワクチン接種予防相談センターに御連絡をいただければと思っています。

今後も、本町としましてもワクチンの集団接種及び個別接種の促進を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、引き続きホームページ、広報紙、ライン等の広報手段を活用しながら住民の皆様方への情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、コロナの学校関係につきましては、教育長のほうから説明をさせますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

新型コロナウイルス感染症については、変異株の出現により全国的にも10歳代や10歳代未満の感染者が増加し、本町においても小中学生の感染が激増いたしました。町民の皆様や議員の皆様には御心配をお掛けしたところでございます。本当に申し訳ありませんでした。

5月における感染の状況は佐々小学校26名、口石小学校47名、佐々中33名、全体で106名の感染者が発生いたしました。ほぼ、在籍する児童生徒数の割合と同じ比率で発生しており、どの学校でも感染リスクは同等の状況にございました。

4月からの学級閉鎖は佐々小学校2学級、口石小4学級、佐々中5学級という状況でございました。6月に入ってから、感染者は町内で発生したクラスター関連の家族や家庭内感染者が散発的に発生している状況でございます。まだまだ油断はできないものの、少し落ち着きを見せているのかなと感じているところでございます。

現在まで、学級に陽性者が発生した場合は、複数の要請者が出た場合は学級閉鎖を行い、3日間程度の学級閉鎖を行っております。そのことにより該当学級はほぼ沈静化することができたと思っております。

しかし、今回の変異株の特徴は、感染力が非常に強いということもあり、1例目と2例目の検査結果の間が2日ほどずれた場合は、学級閉鎖による対応が間に合わず多くの感染者が出るというような状況もございました。

今後の予防策としましては、現在までのマスクの着用、手洗い、換気といった基本的な予防策を徹底すると同時に、県のレベルに関わらず、泊をを伴う行事の延期や、子ども同士が近距離で活動となる学習等、各学校のその時点の実態に合わせた対応を行うことといたしております。

また、感染力の強い現在の変異株における感染リスクの軽減には、陽性者との接触時間を極力短くすることが肝要なことから、速やかな学級閉鎖の実施を行う必要があると考えているところです。

なお、学級閉鎖における学習の遅れについては、年度当初から60時間から80時間約10日から13日ぐらいの余裕を持った教育計画を立てており、学習計画の修正は現時点では必要ないと考えているところです。

また、濃厚接触者は、感染や濃厚接触によって長期間の自宅待機となる児童生徒にはタブレット配布した対応を行っていますが、タブレット等では補えない学習については、放課後や夏

季休業を活用した補充学習を考えているところです。

まだまだ厳しい状況が続くと考えていますが、今後も学校や関係機関と連携しながら対応を行っていきたいと考えているところです。

なお、社会教育に関しましては、町長が述べた基本的な感染防止対策を徹底しながら、先週から制限を解除しているところです。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

西九州自動車道、新型コロナの報告がありました。  
これに対する質疑がありますならば。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

西九州自動車道、新型コロナの質疑をこれにて終わらせていただきます。

以上で、日程第4、行政報告を終わります。

15分まで、暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（11時07分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第5 委員会報告 —

**議 長（淡田 邦夫 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

6番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

**総務厚生委員長（阿部 豊 君）**

6番、阿部豊でございます。私のほうから総務厚生委員会調査報告をさせていただきます。

令和4年5月10日火曜日、開催いたしております。所管事務調査案件としまして、条例等について、その他緊急を要する事案について、その他報告2件、調査を行いました。

条例等については、5月27日の臨時議会の折に報告をしました国民健康保険診療所関係でございますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

その他緊急を要する事案についてでございます。

1件目、新型コロナウイルスワクチン接種事業4回目についてでございます。

先ほど町長のほうから行政報告がありましたので、詳細については割愛させていただき、ポイントのみ報告させていただきます。

多世代包括支援センターから国による通知が、5月中に接種券の発送の準備をするような通知を受けたと。4月28日に自治体説明を受け、ポイントとしましては、3回目接種から5か月以上の間隔を要する対象者という内容でございます。

町のスケジュールとしましては、5月下旬までに接種券等の発送準備を行い、6月上旬から発送、7月から準備が整い次第接種を開始する旨の説明を受けております。

委員から、この対応に対する予算流用をさせていただきたいという説明でしたので、この予算流用はいかにかという確認がっております。

執行から、この電子計算費において、緊急時に与える予算として当初予算100万円の枠がある。その枠を使って対応させていただくというような説明でございました。

委員会としましては内容を確認し、次の定例会で関係する予算等も提案があるということで確認、内容について十分な検討をお願いし終了しております。

2件目、議会運営委員会の所管事務調査についてということで、住民の方から議会事務局へ御質問と申しますか、お手紙を頂いておると。議会運営委員会として、項目ごとに各所管委員会に振分けをし、所管事務調査の参考とさせていただきたい旨の取扱いで行うということを確認しております。取扱いについて委員へ確認、了承を得て、当日は配付のみという形で終了しております。

その他報告としまして2件の報告を受けております。

1件目、第一投票所の場所の変更についてということで、選挙管理委員会から報告を受けております。

内容につきましては、現在、佐々町文化会館研修室3で実施しております第一投票所、庁舎建替工事に伴い文化会館駐車場が使えなくなるということで、駐車場を役場横として、新たに投票所を佐々町役場3階第2会議室で対応したいということでございます。

この対応につきましては、7月の参議院通常選挙から対応したいということで、また、新庁舎の完成後の対応については、第一投票所の新たな対応については協議中ということでございます。住民の方々への周知につきましては、6月の広報紙、また7月の広報紙にも掲載したいということでございます。

報告2件目、「でんでんパークさざ」での事故についてということで報告を受けております。令和4年4月24日日曜日、ターザンロープ遊具での事故ということで、執行から報告を受けております。この際は、現在対応中ということでの報告を受けております。

以上でございます。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

## 議 長（淡田 邦夫 君）

続きまして、産業建設文教委員会の所管事務調査報告を委員長からお願いいたします。5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 登壇）

## 産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

産業建設文教委員会の長谷川です。委員長をやっております。よろしくお願いたします。産業建設文教委員会会議報告をします。

所管事務調査の概要についてですが、これは令和4年5月20日金曜日に行いました。出席者は全員出席でありまして、及び議長も参加なさいました。

会議概要は、4件の所管事務調査と10件のその他報告を受けました。

所管事務調査1、観光商工について。

1、プレミアム付き商品券の発行について、企画商工課。長引く新型コロナウイルス感染症に対応し、地方創生臨時交付金を活用し地域経済の活性化と生活者支援を目的として、プレミ

アム商品券を発行しております。すみません、ちょっとマスクを外させていただきます。

事業概要は、1セット5,000円の商品券を4,000円で販売、前は1世帯当たり5セットまでで、今回は1人につき2セットとしております。購入引換券は町民全員に配送、また販売箇所は商工会だけではなく、今回は、特設会場等を検討中で、6月下旬に参加店舗を募り、8月上旬には購入引換券を送付、9月初旬には商品券発行、11月末までには販売をし、来年1月末に商品券の使用を終了との説明を受けました。

委員から、利用者はどれくらいの方がいるのか。特に、低所得者の世帯の困窮されている世帯に係る給付の手立てはないのか。また、非常に高騰しているガソリン給油には使えないのか。セルフでも使える交付が必要ではないかとの意見がありました。

それに対して、企画商工課のほうより、商品券の利用数は令和2年度に3万セットを2回販売との上、完売。利用者についても99%の確率で使用されているとの状況でした。前回のガソリンスタンド給油での商品券の実績は少なかったのですが、セルフスタンドでの商品券の使用店舗が入っていただけるかは募集をしないと分からない。工夫の件は今後の検討課題と説明を受けました。

## 2、事業の進捗状況について。

建設課、水道課、農林水産課、教育委員会により、各課における事業進捗状況の報告説明を受けました。議長から、事業進捗、事業計画についての説明を受けたが、もっと丁寧な説明が欲しいとの意見があり、今後、事業進捗状況の際には、委員会資料と別に当初予算勉強会の資料を議会事務局が添付することを確認しました。

## 3、その他緊急を要する事案について。

4月22日開催された議会運営委員会の折に、3月に住民の方より議長宛てに届いた文書で、議会運営委員会で協議をし、項目ごとに所管委員会へ振分けを行い、各委員会の所管事務調査で調査研究の参考とすることになりました。議長から全員へ周知することを目的としているとの発言がありました。

その他の報告。

### 1、都市計画マスタープランの策定について、建設課。

都市計画法の18条の2に規定されている法定計画で、主にハード事業に関する面からのまちづくり方向性を決定するものです。土地利用や施設の在り方などについて、基本的な方針を定めて都市計画に関する総合的な指針です。計画期間は令和4年から令和23年までの20年の計画期間で、おおむね10年間の方針であるとの説明を受けました。

委員から、総合計画などほかの計画との関係、上位計画は何か、都市計画マスタープランをどのような分野の計画なのか。また作成された背景と目的についての確認、県の計画との整合性の確認がありました。

そのほか、建設課から3件、水道課から2件、企画商工課から1件、農林水産課から1件の報告がありました。詳細につきましては、お手元の委員会報告を御覧いただきますようよろしく申し上げます。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠君 降壇）

## 議 長（淡田 邦夫 君）

次に、新庁舎建設に関する調査特別委員会の調査報告をお願いいたします。  
6番。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊 君 登壇）

### 新庁舎建設に関する調査特別委員長（阿部 豊 君）

6番、阿部豊でございます。私のほうから新庁舎建設に関する調査特別委員会報告をさせていただきます。開催日時が令和4年5月24日、出席者6名、全員出席でございます。

今回の調査につきましては、新庁舎建設に関する調査、現在の進捗状況について。その他の2点でございます。

まず、新庁舎に関する現在の進捗状況ということで、執行のほうから実施設計が3月に完了、現在、別館解体及び近隣住宅の家屋調査の入札が終わり、着工していく状況であると。今後、庁舎本体の入札を予定している。また昨年、基本設計図書概要版を配布しているが、実施設計でまとまった内容に変更し、建築計画概要書を作成しているとのことございました。

発注・予定工事につきましては、佐々町庁舎建設工事1・2期ということで、範囲区分の説明を受けております。予定としまして、令和4年8月着工予定、工期として令和6年5月末日竣工ということで、8月入札、議会承認後の契約及び着工というスケジュールでございます。全体工程等について説明を受けております。

委員から、ポイント的な意見と回答を説明したいと思います。さざの丘の高さはいかにと。これに対しまして、工事の中で必要性、汎用性、使い勝手等を十分加味して検討し進めたいということでございます。

また、委員から、ソーラーの必要性はいかに。コンセプトの表現が重要ということで意見があり、執行からは概要書の表現に具体性が伴っていない部分があると。今後、周知、アピールに関して改善したいということございました。

また、特別委員会での議論の結果の整理ができているのかという問いに対しまして、執行側は委員会の意見をどう解釈し、整理し、進めているのかについて、大まかな部分について再度整理をし資料を提出させていただきたいという回答を受けております。

また、委員から、電気自動車等の配線はいかにという確認に対しまして、執行側が地中埋設配管を将来的に対応可能な状況とし、車庫付近まで配置を予定していると。

委員から、建設資材は高騰中と。予定事業費で対応可能なのかという確認があっております。執行側としましては、現段階の設計として問題はないと考えているが、全体スライド等、今後、単価上昇が見込まれる場合は、請負者との協議が必要になる可能性があるという説明を受けております。

また、委員から、発注方式等の考え方はいかにという確認をしております。執行側は県内及び先進事例を参考に現在研究中という回答でございました。

委員会としましては、内容について確認、継続調査案件とし、終了をしております。

その他の案件としまして1件、設計業務に係る共同企業体脱退の明確な理由及びペナルティの是非についてということで確認をしております。

執行からの説明、見識は何っておりますが、各委員の受け止め方、認識が様々であり、また正しい取扱いなのかについても見解に差異があっております。委員会としましては、当日は報告説明を受けた形で終了という形で終わらせていただいております。

以上でございます。詳しくはお手元の委員会報告を御参照願いたいと思います。

（新庁舎建設に関する調査特別委員長 阿部 豊君 降壇）

### 議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

日程第5、委員会報告を終わります。

一般質問のアクリル板を準備しますので、暫時休憩します。

(11時31分 休憩)

(11時32分 再開)

— 日程第6 一般質問（平田 康範 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、1番、平田康範議員の発言を許可します。

1 番（平田 康範 君）

ただ今、議長より質問の許可をいただきました、1番、平田でございます。本日は通告書に沿って質問をいたしますが、まず、1項目めの新規就農者の支援についてお伺いをいたします。

令和2年度の農林水産統計では、新規就農者は5万3,740人で、前年比3.8%減少をいたしております。このうち49歳以下の方が1万8,380人で、これも0.9%減少をいたしております。

就農形態別で見えますと、新規自営農業就農者、これが4万100人で、新規雇用就農者は1万50人ございまして、新規参加者は3,580人となっております。

特に新規参加された形態で見えますと、露地野菜の栽培されている方が1,110人で、最も多く、次いで施設野菜、これを営んでおられる方が700人ということで、果樹作が660人となっているようでございます。

本町の農業形態、これは主なものが米生産であります。今日の農業を取り巻く環境、これを見ますと、昨年の12月議会においても申し上げておりますけれども、コロナ禍による需要の減少で米価の下落や、それから原油の高騰による営農用燃料や、それから石油製品を原料としますビニールをはじめとする生産資材の値上げ、また肥料や資料の価格高騰ということでございますが、特に近年におきましては、この肥料の価格についてでございますけれども、本年の7月には価格改定がされる予定で、この価格改定率が50%前後値上げが決定され、農家にはJAのほうから通知もきているような状況でございまして、農家はそうしたことで苦しい状況で、この生産コスト、これは増える一方でありますけれども、農産物への価格転嫁、これはできずに、農業はもう厳しい環境にあるのが今日であります。

特に、農業に興味を持ち、それから異業種から転職し就農した人に対しましては、国においては経営開始に必要な機械や、それから施設の導入に係る初期費用の支援として最大1,000万円を支援すると、利子補給等を行うというようなことで制度が新設されておりますけれども、就農を後押しするため、町として独自支援、これをどのように考えておられるのか、まずお伺いをいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

大変、農業という、農業者が、後継者が減っているということで、我々も佐々町の農業というのが、やはり農業が一番の政策でございますので、減っているということは大変危惧をしているわけでございます。

新規就農者の先ほどお話しがありましたように、町独自の支援というのは考えがあるということでお話しがありました。現時点では町独自の支援というのがない状況でございます。

新規就農者の経営の開始にとりまして、初期費用の支援制度につきましては、国のほうから、御存じのとおり、補助事業であります農業の次世代の人材段階の事業費の補助金というのを活用しなければならないし、新規就農者に対しまして、単身型では年額の150万円、それから夫婦で年額の225万円を最長で5年間交付するということができるわけでございますけど、先ほど申しましたように、町独自でというお話がありましたけど、今、町の独自の支援策というのがない状況でございます。

本町としましても、先ほど申しましたように、基幹産業というのが農業でございます。それをいかにしてこれを守っていくべきかというのが、それから、先ほど申しましたように、稲作の耕作放棄地というのを少なくなるような手段というのは模索していかなければならないと思っていますし、大変大きな課題を抱えているという状況にありまして、全国的にも農業の従事者というのが、高齢化とか後継者不足とか大きな問題になっているわけございまして、町としましては、担い手及び労働力の確保とか育成を行っていく上でも、新規就農者というのは先ほどお話がありましたように、支援というのが重要でありまして、今後どのような支援策といいますか、新しく新規就農される方への支援策というのを講じていく必要がある等については、関係の機関及び農業委員会とか、それから農業関係の機関とか、協議を進めていかなければならないと思っていますので、議員の皆さん方とも一緒になって協議をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

町独自の支援策は考えていないと。言いますように、佐々町は基幹産業は農業なんです。大変残念に思います。

そこで、地域おこし協力隊、これに関連してお伺いをいたしますが、先ほども申しましたように農業に興味を持ち、そして後継者として就農される方などは、総体で5万3,740人でありましますけども、やはり農業経営者の高齢化、今、先ほど言われますように高齢化と、それから若い方の後継就農者、これが減少を加えておりまして、新規に就農される方が3,580人と大変少ない状況で、農業生産の縮小と、それから耕作放棄地の拡大が懸念されているのが今日であります。

本年度の予算説明書、これを見ますと、地域おこし協力隊事業で、商工関連の事業は計上されていますけども、農業関連事業の計画はなされていないと。大変残念です。佐々町は基幹産業は農業なんです。

そこでお伺いいたしますけども、経営が不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、給付金を活用して農業人口の増加、それから就農支援を行うとして、農業次世代人材投資事業530万円が本年度の当初予算に計上されていますけども、この地域おこし協力隊で、農業に興味のある方を受け入れまして、そして3年間の活動期間の終了後、これには地元に残っていただいて、そして農業を活性化できるような取組、こういったものもこの地域おこし協力隊で構築すべきではないかと考えますけども、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり農業に興味のある地域おこし協力隊といいますか、その方、農業の活性化に取り組むということが大変いいわけでございます。

本町も地域おこし協力隊、平田議員も御存じのとおり、これまで農業部門で4名の方が来ていただきましたが、残念ながら本町での農業の起業者が実ることなく、他市町へ転出された経験がございます。

本町としましても、農業の活性化の観点から、協力隊の事業を活用するというのが、これ、3年間、事業できますので、農業の後継者の育成の面からも大変重要であると考えておりまして、これまで本町に定着しなかったことについて、過去に町が行ってきた取組、いろいろな面で反省しなければならないところもあったのではないかと考えているところでございまして、農業の起業に興味を持ちながら、その志を継続させて、継続をさせながら、将来への希望というのはいかなえさせるような、財政的な支援だけではなくて技術的なサポートというの、十分必要ではないかと考えておりますので、町も、町とそれからほかの農業機関とか、地元の農業者の方々と連携をすることが大変必要であるということで、反省をしなければならないところではないかと思っていますし、他の市町の事例も参考にしながら、新規就農者への確保に向けて、農業活性化に結びつくような施策については研究していかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは一つ、新規就農者、これについて大きな課題というのがあるわけです。一つは農地の確保、それから各種資金の確保です。それと、先ほども言われますように営農技術の取得、そういったものがあるわけですが、農地の確保につきましては、農地中間管理事業、これによりまして集積農地の貸出制度ですか、そういったもので確保は可能になるかと思えます。

それから、各種資金の確保については、新規就農者向けの融資制度、そういったものも充実しておりますので、そういったものについては可能かと思えます。

しかし、やはり町外から新規就農者、これはどこの誰に相談すればいいのか、全く分からないというのが現実だろうと思えます。

過去において、先ほど町長も言われましたように、施設のリース期間が、他のJAが有利であったというようなことから、本町では就農を希望されていた方が、他の自治体で就農された事例もありますね。

本町での就農を考えていた方との相談、これを密に図りながら、町としてJAと協議するなど、各種機関との対応も必要であったということを私は思っております。

そういうことで、今後は行政とJAとの連携、これが、やはり必要だろうと思うわけですが、県においては地域就農支援センターというのがございまして、当地区のJA、これは、この支援センターと連携して、就農支援研修制度、これを構築されて現在取り組みされ、今、2名の方が研修をされているようでございます。

実は、県においては本日から24日まで、オンラインによる就農相談会が開催されているようでございます。

やはり、町においても、この支援センター、それからJAとの連携を密に図るとともに、地域住民が一体となって新規就農者の相談相手になるなど、サポート体制、これの充実が必要と思うんですが、先ほど町長の答弁でも、サポート、言われましたけれども、町として、やはりこのサポート体制を充実させる必要があると思えますが、再度考えをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

新規就農者のサポート体制ということでございます。

やはり、現在、定期的には新規就農者おられれば、本町とそれから県北振興局との面談は行っているわけでございます。

また、農地の確保に必要な、先ほどお話がありましたように、中間の管理機構事業を活用しながら、農業委員会において賃貸契約を結んでいると、交わしているわけでございまして、農業の用地の整備につきましても、ハウスの新設とか増設とか必要な場合は、JAの北部の営農センターとの面談にも参加していただいているということでやっているわけでございます。

どちらにしましても、本町の中山間地域ということで、なかなか大きな農地がないということも不利になるわけでございますけど、農業を経営していくあたりには、補助事業を活用するというので、費用の負担の、先ほど委員が申されましたように、費用負担の軽減というのが、図ることが大変重要でございまして、新規就農者にとっては、将来にわたっての経済力が担保できるかというのが多分考えておられると思っております。

そういう中で、そういう担保をしながら、技術の支援というのが大変重要なことになるんじゃないかと思っておりますので、そのためにも、先ほど申されましたように、県とか、それからJAとか地元の農業者の方と総合的なサポート体制というものを構築しなければ、なかなか厳しいのではないかと思いますので、新規の就農者の方に寄り添うということですか、そういうこともやっていかなければならないんじゃないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

1 番。

**1 番（平田 康範 君）**

是非、新規就農される方についてのサポート、この辺の充実を図っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、町外から新規就農で来られる方、これにつきましては、やはり住居の確保も課題でありますけども、あわせて農地取得の壁に大きな問題となっているのが、農地法の下限面積です。そこで自治体の取組を紹介しまして、住居増の確保支援と、それから下限面積の緩和についての見解をお伺いしたいと思っております。

ある自治体において、町内の空き家に付随した遊休農地を取得する場合には、下限面積を緩和して、そして空き家とセットで農地取得を促進し、遊休農地の解消を図るなど、そういった取組をされています。

そこで、1点目の住居確保についてでございますけども、本町も御存じのとおり、空き家が多く、住居の確保のために、この空き家物件の情報提供などをした支援も必要ではないかと思っております。

あるいは公営住宅、これに入居できるように配慮をするというようなことはできないものかということで思っております。

それから2点目です。

先ほど言います農地取得の際の農地法による下限面積でございますけども、農地を耕作目的で所有権、あるいは賃借権の権利を取得しようとする場合、農地法第3条の許可要件の一つとして、取得しようとする農地を含めまして、取得後の耕作面積が50アール以上必要とされている、これが下限面積なんです。

新規就農者が農地を取得する場合には、この下限面積の緩和、これも検討できないものかということで考えております。そういうことで、下限面積の緩和についてどのような見解をお持ち

ちか、住居の確保の問題と、それから下限面積の緩和についてどのような考えか、以上2点についてお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話しがありましたように、空き家の物件と申しますか、公営住宅に入居できるような配慮というお話がありました。

町外から新規就農者の住宅確保につきましては、就農していく上で、先ほど議員がおっしゃったように、大変、これは生活できる上でも考えていく、重要な状況、重要なことだと考えているところでございまして、先ほど公営住宅の活用についてもお話がありました。

取り組む作物の選定とか就農を考えますと、農作業の道具とか、農業費用の機械とかの置き場所等の検討が必要になってくるのではないかと考えています。

そのためには、研修期間と申しますか、一定期間なら、一時的な利用というか、そういうことなら公営住宅を利用されても結構ではないかと考えています。

しかしながら、我々としましても、新規就農者の住宅確保というのが大変重要なことでありますので、この場合は、不動産業者の皆さんとか、それから農業委員会、営農組合等などの地元の農家さんからの空き家情報と申しますか、空き家物件の情報があれば、それを情報収集を行いながら、また、移住されてこられる家族構成とかのがありますので、生活に関する条件を考慮しながら、地域に溶け込むような、その地域に根差した活動ができるような住宅確保というのは取り組まなければならないのではないかと考えているところでございます。

それから先ほどお話しがありましたように、農地の取得に関する下限面積の緩和ということでお話がありました。

これは農業経営の基盤強化促進法等の一部改正する法律というのが、今度、令和4年5月27日に公布をされておりまして、1年以内に政令で定める日から施行されることになるわけでございますけど、この中で農地法の先ほど申されましたように、3条の第2項の第5号に規定されている農地等の権利取得に関する下限面積の要件が、農地を利用しやすくするために廃止されるということでお話をお聞きしておりますので、今後、取扱い等について、国と県から正式に通達がくるとお思いますので、それをしながら対応させていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

12時になりつつありますが、2項目めに入ります。

新規就農者で公営住宅、私の地区で、一人、新規就農——

議 長（淡田 邦夫 君）

平田議員、ちょっとすいません。

先ほど言われましたように、間もなく12時になりますけれども、1番議員の一般質問が終了するまで延期をさせていただきます。

どうぞ、お願いします。

1 番。

1 番（平田 康範 君）

私の地区に新規就農された方が1名いらっしゃいます。この方は公営住宅に住んで、そして農業機械とか、いろいろな資材はその空き家を、近くの空き家を借りてされていると。公営住宅でもできるんです。研修期間だけやなくて。そういうことをちょっと申し上げておきたいと。

それでは、2項目めの質問に入ります。

職員の働き方の見直しについて、これは令和2年12月議会においても一般質問をいたしております。そういうことで、その後の検討結果を含めまして質問をいたしたいと思いますが。

まず、メンタルヘルス対策、これはどの職場においても重要な課題と考えますので、まずは最初にストレスチェックについて、2点お伺いをいたします。

役場職員の業務内容は、やはり多岐にわたり、また高度化、それから煩雑化の中、職員が健康で働き、能力を最大限に発揮できるよう、健康診断に加え、個別相談などに真剣に取り組む必要がございまして、特にメンタルヘルスの対応と、それから職場の環境改善への対策が重要だと考えております。

仕事を続ける上で、精神状態を良好に保つことが最大の条件であります。長期休業者の3割から5割の方が、このメンタルヘルス不調と言われております。

全国的に年々増加していると言われております。そういうことで、労働安全衛生法が改正されて、労働者50人以上の事業所は、医師あるいは保健所等による年1回、定期的に心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施することが義務付けられており、本町においても実施されています。

そこで、1点目は、これはプライバシーに関することも多々ございますので、お知らせできる範囲で結構でございますけれども、実施結果をお知らせいただければと思います。

それから、2点目といたしまして、このストレスチェックの結果を集团的に分析しまして、必要な場合においては職場の環境改善が求められるわけでございますが、本町において、今後改善が必要とする事案があるのか、以上2点について、まずお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

職員のための職場の環境の改善ということでお話がありました。本町におきましても、労働安全の衛生上の改正を受けまして、平成28年度から職員のストレスチェックの実施に関する要綱に基づきまして、職員自身のストレスへの気づきとか、その対象、それから支援並びに職場環境の改善を通じまして、メンタルのヘルス不調になることを未然に防ぐということを目的に、年に1回、今、ストレスチェックを実施しているわけでございます。

調査内容につきましては、仕事のストレスの要因とか心身のストレスの反応とか、周囲のサポートとか、それから仕事の満足度などに57項目の調査票に回答を行うマーク形式となっているわけございまして、対象者は正規の職員、それから再任用の職員、それから勤務時間が常勤の4分の3以上であります会計年度の任用職員となっております。令和3年度の受検率というのが86%になっております。

ストレスチェックの結果につきましては、男女別、年齢別、それから役職別などの分類で集団分析を行っております。令和3年度の集団分析の結果につきましては、40代から50代の管理職、監督職においてストレスが高い傾向にあるという結果となりました。

結果の活用としましては、個人の結果に基づく職員のセルフケアとか、それから、令和2年度からは集団分析の結果を活用した管理職向けの研修会等を実施しているところでございま

す。

分析の結果による、高ストレスと判断された高ストレス者には、全体の10%程度になるように設定されておりまして、本町における令和3年度の高ストレス者の数が14名で、高ストレス者の中から申出があった場合には、産業医による面談等を実施することとされておりまして、令和3年度については、高ストレス者の面談希望の申出がありませんでしたので、面談は実施していないということでございます。

それから、分析した結果の改善内容というのが御質問がありました。この分析の結果の改善内容につきましては、職場環境の改善のためには、助言などを内容とした研修会というのを行いまして、フィードバックを行ってまいりました。それから個人結果につきましては、個人情報により事業主側が把握することができませんので、個人のセルフケアを活用している状況でございまして、職員に対しましては、メンタルヘルスに関する研修やパンフレットの配布などを通じて、職場の環境改善に向けた取組を行っているという状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

結果については数名の方がストレスをお持ちの方もいらっしゃるということで、やはり、これは職場環境を改善しなければ、ゆくゆくは、やはり長期休暇になるという方もいらっしゃるんじゃないかというような思いをいたします。

そこで、次の、労働時間等についてお伺いいたしますが、労働時間と時間外労働の把握状況について、まずお伺いをいたします。

時間外労働の上限規制は、原則として、御存じのとおり月45時間、それから年間360時間で、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできないということでございますが、また、臨時的な特別な事情があっても、やはり労使が合意、36協定ですか、労使が合意する場合であっても、時間外労働は年720時間以内です。それから、時間外労働と休日労働で、月100時間未満と、これも複数月では80時間以内とするようなことになっております。

そこで、法の違反の有無というもので、ちょっと触れてみますけれども、所定労働時間ではなくて、法定時間外労働の超過時間で判断されるものと思っております。法の違反としてはですね。

国においても、時間外勤務の縮減などの改善を求めておりまして、厚生労働省の労働基準局長から、労働時間の適正な把握のため、使用者が講じる措置に関する基準が示されております。

労働時間は、使用者、それから管理者の指揮命令下にある時間となっており、時間外勤務においても、上司の許可を得て勤務されているということで、私は理解をいたしておりますけれども、中には、やはり許可を得るのが面倒くさいと、あるいは業務の内容から許可を得るまでもないなというようなことで、サービス残業といいますか、そういった形で残業されている方もいらっしゃるんじゃないかというような考えを持っております。

そういうことで、この労務災害ですね、もし勤務した場合、勤務中の労務災害、これが生じた場合は、公務上の災害と認定されるためには、公務と災害との関係に相当に因果関係があることが必要ということで、やはり上司の許可を得るというのも一つの方策でしょうし、そうしたことで、この判断というものは、自治体職員が公務に従事する使用者の支配管理下にあったかということです。労務災害は、公務遂行性を基準判断とされるということでございます。

本町もこの基準に沿って、管理職をはじめ全ての職員が過度な働きをしていないのか、また、言いますようにサービス残業的になっていないのかなど、時間外労働を的確に把握した上での

残業というのはなっているのか、まずお伺いいたします。上司の判断の下、許可を得て全てがされているのかということです。労務災害に関連しますので。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話しがありましたように、平成29年1月に厚労省より労働時間の適正な把握のための使用者が講ずるべき措置に関する基準というのが定められておりまして、その中で始業とか就業時間の確認とか記録の原則的な方法が、事例が示されているわけでございまして、そこを、本町におきましては、御存じのとおり、ICカードによります出退勤のシステムを導入しながら、客観的な記録として職員の勤務時間というのを、今、把握をしているわけでございます。

職員の時間外のお話がありました。やはり職員の業務内容というのを、各所、所属長といえますか、課長さん方が把握しながら、スケジュールを考慮しながら、必要な時間数について精査した上で、時間外命令を行うということで、使用者の管理の下で勤務を行っていただける、いただくように、今、町としましてはやっているわけでございます。

時間外労働の取組の方針というのが、今、お話がありました。お話も、その辺もありましたけど、令和3年12月に、時間外、勤務時間内に、本当は業務が終了できるよということ、職員の皆さん方との間にコミュニケーションを十分行いながら、一人一人がしっかりとスケジュール管理を行うということで、時間外に関する取組について、全職員宛ての通知を行っているところでございまして、しかしながら、御存じのとおり、新型コロナの感染症に関する業務などと、時間外の圧縮について、なかなか厳しいところということも先ほど申されましたように、あることが事実でございまして、このような中で、45時間以上といえますか、100時間未満の方がある月が3か月も続いた職員、及び超過勤務が100時間以上という職員については、産業労働医の面談を実施しながら、職員のヘルスケアを行っているところでございまして、令和3年度におきましては、延べで10名の方の職員が面談を行っているところでございまして、このような勤務状況の中で、職員一人一人が少しずつではございますが、効率的な業務遂行を図りながら、時間外労働の改善に努めていただいているという感じとしておりますし、我々もそこを自覚しながら、命令とか時間外労働をなるべくさせないような仕組みというのを、今後、我々としても考えていかなきゃならないと、職員の皆さんと一緒に考えていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

やはり職員の皆さんが健康で明るく仕事ができるためには、時間外労働を減らしていく、そうすることが、ストレスがたまらないで明るい職場になるだろうと思っておりますので、この時間外労働についての取組も十分にやっていただきたいと思っております。

そこで、次が、夜間役場の開所についてお伺いいたしますが、この夜間役場開所の見直しにつきましても、昨年12月議会の定例会で質問をいたしております。

税の納付については、コンビニでの収納も可能でございますし、令和2年度のコンビニ収納率、これを見ますと、口座振替以外の納付書での収納件数、これも4万9,932件のうち、1万368件の収納でコンビニ収納率、これも20.8%となっております。

また、多額の費用を投じまして各種証明書の発行システム、これを構築されまして、昨年の

10月からは証明書等の発行が可能となっております。相談等については、いろいろな相談もあられると思いますが、そういった相談等については、やはり個別対応というのも可能ではないかと私は考えております。

今日においては、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、夜間の相談窓口、これを休止されている自治体もございます。そういったことで、やはり町民への周知期間を置いて、慣例化している業務内容の見直しを図るとともに、夜間残業となる夜間役場の開所は本当に今後も必要なのか、再度お伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、先ほどお話しがありましたように、2年12月ですか、定例会で一般質問を受けて、夜間役場の曜日の変更に係る住民アンケートといたしますか、それを実施いたしました。

住民アンケートについては、夜間役場の曜日について、いつでもよいという回答をなさる方が、なされた方が7割、金曜日がよいと回答された方が約2割、その他が約1割という結果をいただいたところでございまして、アンケートの結果を基に住民サービスを確保した上で、夜間役場の開所の在り方というのを含め、職員の働き方の改善にも努めていかなければならないのではないかと考えておまして、今後、先ほどお話しがありましたように、今後検討された結果とか、今後の方針等についてもということでお話しがありました。

やはりこの夜間役場については、職員組合等の話し合いも十分話し合いを進めながら、働き方改革の推進を図っていかなければならないと思っておりますし、そのためにも、住民サービスの低下にならないようにやっていかなければならないと、進める必要があるのではないかと考えておりますので、議員のお話しがありましたように、コンビニの交付の利用も促進をしていく必要がございますが、現状では認知が十分行き届いていない、周知が行き届いていないのではないかと状況がありますので、コンビニ収納とか、それからコンビニの交付についての周知を強化しながら、利用状況についても見ながら、職場の環境の改善に努めていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

最終的には、まだ夜間役場の解消については、結論が出ていないようですね。

やはり以前は町長も御存じのとおり、住民サービスの一環として、町長等の対応の日が休日にあってましたよね。これは、もう今はされていません。時代は変わっているんです。

言いますように、コンビニで収納もできる、証明書の発行もできるんです。時代は変わっているんです。時代に合ったような対策、政策を取って、住民サービスが低下しないように、そして職員が働きやすい職場環境、これをつくるのも一つの政策だと私は申し上げておきたいと思っております。

今、アンケートを取られて金曜日以外でもいいよという方が結構いらっしゃったということです。そこで私の考えを一言申し上げたいと思っております。

町においては、コロナ感染者が厳しい状況であったわけですので、できれば一時的に、この夜間役場の開所については休止をし、そして、コロナ感染症対策に重点を置くべきだったということをまず申し上げておきたいと思っております。

最後の質問になろうかと思いますが、御存じのとおり、道路交通法施行規則の一部改正がなされており、本年4月1日から、安全運転管理者を選任しまして、運転者の酒気帯びの有無を目視等で確認し、記録簿を1年間保存することとなっています。

さらに10月1日からは、アルコール検知器、これを用いて検査することとなりまして、アルコールをそういうことになると、やはり職員の皆さんは、アルコールを伴う食事会などは休日の前日でなければ行ることができない、そのような状況になるんじゃないか。翌日が休みの日になるようなときにしか、アルコールを伴う飲食等はできません。特にマイカー勤務されている方は、そのような状況になるんじゃないかということです。

そういうことで、もう前回も伺っておりますけれども、結論的に夜間役場の開所が続けていくということであれば、現在、ノー残業日が水曜日になっています。それから、金曜日が夜間役場。ですから、金曜日がノー残業日であれば、先ほど言いますようなことは解決するんです。翌日が休みですから、ここでアルコールを伴う食事会なんかはできるんです。職員の皆さんは。

そういうことで、そういう職員間の交流もできますし、またお互いの仕事の理解と、そういうものも深まりまして、明るい職場環境になるんじゃないかというような考えを持っております。

それから、また住民の方にとりましても、金曜日が夜間役場でしたら、町民の方は交付された証明書等、これで、例えばほかの機関で申請等をされる場合は翌週になるわけです。金曜日に交付していただければ翌週にしかできない。しかし、もし水曜日が夜間役場であれば、その証明書等は木曜か金曜日、その週に他の機関で町民の方は申請とかあるいは手続が取れるんです。

そういうことで、現在行っている夜間役場の開所日を水曜日、それからノー残業を金曜日、これも考えるべきだと思うんですが、前回町長は、住民サービスが低下しないように、そして職員、組合の皆さんとともに話し合いながら検討させていただくと回答いただいております。

そういうことで、2点お伺いしますが、1点目が、先ほど一番最初に言いました安全運転管理者、これはどのように選任されたのかということと、それから、残業日を金曜日にする、夜間役場を水曜日ですね。それからノー残業日を金曜にする。このことについて、2点、再度お伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しいところでございまして、議員の御提案の水曜日ということで、夜間役場をしたらどうかということで、道路交通法の施行の規則の一部改正、それとの関連で有効な予防策ではあるのはあると考えているところでございます。

さきに答弁いたしましたとおり、アンケートを実施して、職員組合等の話し合いを行ったところでございまして、早急に夜間役場の開所日を変更するのではなくて、コンビニ交付とか、コンビニでの収納を定着させることが、役場の窓口を足で運ばなくても24時間利用できるという、住民サービスの向上にまずはつながるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど安全管理者についての御質問がございましたが、総務課長が安全管理者です。それから副管理者は担当職員というのを、今、選任しているわけでもございまして、議員のお話のとおり、安全運転管理としましては、道路交通法の施行令の規則が一部改正によりまして、運転前後の酒気帯びの有無の確認というのが義務化されるということで、本町においても4月から運転業務を行う全職員について、運転前後の確認と記録を、今、行っているところで

ございまして、令和4年10月からは、アルコールの検知器というのを使用しなければならないと。そして酒気帯び運転の、酒気帯びとかその有無の確認というのが必要になるわけございまして、職員には研修会等を通じながら、安全運転に関する意識の啓発を10月に向けて、制度改正が行われますので考えていきたいと、図らなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（平田 康範 君）

夜間役場とノー残業、これもなかなか結論が出ない。いつになったら職員の皆さんの働きやすい環境になるのかなという心配をいたしております。

そこで一言申し上げて、私の質問を終わりたいと思いますが、実は民間企業や団体には、既に各メンバーのスキルや能力、経験を最大限に発揮して、目標を達成できるチームをつくりあげていくためには、チームビルディングに取り組みされているということです。チームビルディングです。

そのメリット、これは4つあるようですけども、1つはコミュニケーションの活性化、それから2つ目が理念、ビジョンの浸透、3つ目はモチベーションのアップ、そして4つ目はアイデアの広がり。アイデアなんですよ、水曜と金曜を変えるのは、一つの。そういったものが言われております。

そういうことで、本町も本年4月より、組織体制の見直しで、機能的かつ効率的な組織編成により、事業推進体制の強化と職員及び職場の活性化を目的として機構改革が行われております。

是非このことを参考にして、全職員が高いレベルで、心と体が充実できるような職場環境改善に、今後より一層取り組まれることを願って、私の質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、1 番、平田康範議員の一般質問を終わります。  
1 時30分まで、暫時休憩といたします。  
しばらく休憩します。

(12時27分 休憩)

(13時30分 再開)

— 日程第6 一般質問（永安 文男 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、7 番、永安文男議員の発言を許可します。  
7 番。

7 番（永安 文男 君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

本題に入ります前に、少し時間をいただきまして、お礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

以前に、まちなかのバリアフリーの取組で、MR佐々駅のホーム階段の手すり、小浦駅の便所の電灯、改良について質問をしておったわけですが、これが順次対応をしていただいて、住民の方から、本当に、体の不自由な方から、順次対応されたことに対して、ありがとうございますというお礼の言葉がありましたので、お伝えして、私のほうからもお礼を申し上げさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

これからも議員が地域課題の解決に向けて一般質問をしていくわけですが、こういったことを真摯に受け止められて、よりよいまちづくり、住みよいまちづくりができませんようにお願いをしたいというふうに思いますので、本当にありがとうございました。申し訳ございませんでした。

それでは、通告書に基づいて、学校教育についてと公園遊具の維持管理についての質問をさせていただきます。

この学校教育の学力向上については、前、以前に、さきの定例会で9番議員から御質問があっておりまして、また二番煎じのようなことになって本当申し訳ないんですけども、お答えをさせていただいて、9番議員の強い御指摘をいただいたことに関して、再度確認をさせていただきたいという思いで質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1番目の学校教育についてということで、第7次佐々町総合計画実行計画で、生きる力を育む学校教育を充実するという、「子どもたちが自立した生き方ができるよう、確かな学力の習得を目指していきます」というふうに総合計画で書いてございます。

本町の児童生徒の学力がどんな状況にあるのか、今後、確かな学力を習得していくためにはどうすべきかということを考えていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけですが、この佐々町の教育水準がどの程度にあるかということ、この佐々町の教育水準が高いということで、佐々町の子育て施策と相まって、佐々町の人口増加につながっているんじゃないかというふうに思いますので、こういうことで現実に本当にそういった傾向にあるのかどうか。今、学校教育関係で学力向上等の成果がどうなっているかということ。まず、さきの全国学力調査、それから、この前、年のことしの初めのほうに、単独で学力テスト、町単独の学力テストをされたということで聞いておりますので、その分の内容分析とか、いろいろそういうふうなことを踏まえて質問をするわけですが、

以前、全国の学力調査のまとめでは、教育長は、全国平均を100とした場合の表し方で、102.3という数字を――

議 長（淡田 邦夫 君）

7番議員、すいませんけども、マイクにつけていただけませんか。  
7番。

7 番（永安 文男 君）

申し訳ございません。102.3という数値を、以前、教育長から伺ってございました。こういうふうに小学校2校が全国平均を上回る結果であると、それから、中学校は国県の平均を下回る結果にあるというふうな分析がなされたということで聞いておりまして、ことしの初めに実施されたこの町単独の学力調査の概要、それから、今回の結果、どういうふうに分析されているかということ、まずもってお伺いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

お尋ねの、まず、全国学力調査についてでございますけれど、102.3というのが令和3年度の結果でございました。本年度の結果については、まだ公表といたしますか、結果が出ておりませんので、本年度についてはお答えができないところですが、全国学力調査を見る限りでは、小学校は全国平均をおおよそ上回った成績を上げていた、中学校については、苦しい時もございましたけれど、昨年度の結果からは改善の傾向が見られて、全国平均を上回ったという概要になろうかなというふうに思っております。

それから、お尋ねの佐々町独自の佐々町学力調査の結果についてでございますけれど、現在、町内の小中学校では、全国で標準化された学力調査を小学校1年から中学校2年まで実施しております。そのことによって、本町の児童生徒の学力がどの程度に位置するかということを知ることと、課題を把握して次年度の学力向上につなげるということが大きな目的でございます。

また、前年度の結果と比較することによって、伸びしろを確認するというのもございます。そして、その該当学年の教師なり、子どもたちの取組を評価していくというような目的を持つものでございます。

お尋ねの学力調査の概要についてですが、学力調査は、各学年の学習指導要領にのった学習内容からの出題となっております。例えば、理科であれば、思考力、判断力、表現力について、エネルギー、粒子、生命、地球の各領域から出題がなされているところでございます。それぞれに全国の標準と比較がなされ、分析がされてまいります。また、個人に対する分析結果が出てまいりますところでございます。

それから、今回の結果の概要でございますけれど、今回といたしますか、令和3年度の結果でございますが、学年、学級、教科によってばらつきはあるものの、偏差値で見ますと、27種の試験を行っております。1年から中2まででございます。偏差値50以上が10教科。17教科が及ばなかった。また49、まあ49というのは、49割る50で達成度が98%、ちょっと乱暴な計算ですが、98%と考えると、49以上が15、以下が12ということで、それぞれに課題はあるものの、落ちている教科も47から48程度の範囲にあり、挽回可能な範囲ではなろうかなというふうに思っているところです。総じて見まして、本町の小中学生の学力については、ほぼほぼ全国標準並みの学力にあるというふうに捉えているところです。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

7番。

**7 番（永安 文男 君）**

ありがとうございました。今、教育長のほうから、学力の位置付け、小学校、中学校の位置付け等についてお話をいただいたわけですが、この学力向上対策事業委託業務ということで、その分析をなさっているかと思うんですね。こうしたときに、今、教育長から、総じて学力は平均、全国平均以上にあるというようなことで理解させてもらうと、若干一部分そういうふうな下、偏差値関係では四十七、八、やっぱり表からいけば上下、その50の評価を見たときに、上がるのか、もっと必要な課題が必要になるのかとか、そういうふうなことだろうと思うんですけども。こういうふうに50以下の課題があるというところでの問題を、今後は、学力、今、委託料で単独で出されておる学力調査の結果分析等をなさっていると思うんですけども、その辺のことでまとめ出た教育長の見解っていいですか、いうふうなことで、課題が見受けられるところがあるということですが、この課題に対して、どのような所見で、どういうふうな対応を各学校に指示してやっていくというふうにお考えかどうか、その辺のことをお聞かせいただければと思います。

議長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

佐々町学力調査の検証ということは、結果が非常に膨大で、学級別、学年別に出てまいりますので、一概にこういうことというのは難しゅうございますけれど、今年度からより精緻で分析が具体的になされる、また、主体方法が全国学力調査に類似した調査に変更いたしました。

本年度の分析は、今月21日、明日ですね。業者による説明会を開催し、その中で教師による質問や検証を行うということとしております。

昨年までの結果からは、思考力や表現力に課題がありましたが、今年度からは、例えば、理科であれば、思考力、表現力の中の光と音の分野、燃焼の仕組みの理解が不十分といった、具体的な指導事項が分かるようになってくると思われまします。今までの結果でありますと、この学級の各教科の領域別の分析になりますので、概観することは難しいわけですが、この学級は各分野に課題があり、改善が必要であったという結果が出てきておりました。これは全学級別に出てまいりますので、学級別の課題ということで出てくることとございます。各学校では、それぞれの学年、学級に応じた課題を意識しながら学習を進めてまいっておりました。更に、個人結果を公表として、各教科ごとのアドバイスが行われ、得手不得手が分かるような新しい方式に変えようと思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）  
7番。

7番（永安 文男 君）

今、学級別とか学年別の偏差値の数値が出てくる、学力テストによってはですね。出てくるというふうに思うんですけども、その部分辺りの対策をどういうふうにしていくというふうにかえられているのかってところまでいただけるかなと思ったんですけど、まあそれは後へ置いて。この学年、学級がどういう方向で行くか。ハイパーQ.U.って、以前、説明を私ども受けたんですけどね、ハイパーQ.U.テストって言って、以前、何年か前に、いろんなこういうふうな学校の子どもの意欲とか、そういうふうな取組方なんかの部分で調査して、それを学校教育の学力向上に生かすというようなことをお伺いした記憶があるんですけども、そういうことで、今、先生がおっしゃられた偏差値関係のそういうふうな対応の仕方っていうのが出てくるんじゃないかなと思うんですけども。

そこで、やはり学校間の比較はできないと思うんですけども、聞けば、保護者辺りから聞けば、なかなか前年度も同じような学力テストをやって、そして、今、現時点でのレベルっていいですか、そういうふうなところが、上がり下がりというのが、あんまりいいイメージが聞かなかつたりしたものですから、ちょっと心配する向きがあったものですから、このことを聞いたんですけども、それに対してはどういうふうな取組で改善されているか。何年来前から同じようなことを言われてきて、そして効果が上がっていない。本当に効果が上がっていない原因とか、そういうことがあるのかどうか。それで、何年かすれば、その学年、学年の偏差値関係が、そこで、2年先、3年先にはもう当然子どもたち上がっていくわけですから、その辺で解消できる部分もあるかとは思いますが、ただ、現時点でそういうふうな、先ほども当初言いましたように、学校に子どもたちが行ってる中で、やはり原因がどこかにあるんじゃないかという保護者の心配というか、懸念がある中で、やっぱり今の授業形態とか、学校の中の授業形態とか、それから、塾に行ってる子どもとか、先ほど先生おっしゃったように、指導要

項に基づいた試験の取組というか、試験問題の出題の関係なんかで、当然、内容的なことは上がると、上がっていく、その年度によって上がっていったりするっていうことは分かるんですけどもね。ただ、総じて、今、教育長としての立場で学校にどういう指導をもって、当然そこには教員の指導力向上なんかも当然求められてくるとは思うんですけど、その辺のことはどういうふうにお考えか。学力の度合いという部分を向上させるために、やっぱり佐々町の教育水準を上げるのに、どういうふうに教育長としては。この前、私が教育長の3期目就任で意気込みを聞いたことはお分かりで、そこ辺を含めてお尋ねしとったわけですけども、その辺で先生の考え方、所見で結構ですので、お願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

非常に難しい質問で、学力の度合いといいますか、学校は当然、全国学力調査の場合はいろんな制約があるわけですけど、このこと、佐々町学力調査の結果については説明責任も伴うわけで、不十分であれば、今後指導をしていきたいなというふうに思っております。

お尋ねの中の今回新しい学力調査に変えたというのは、昨年度までの調査では、思考を伴う記述とか課題に問題があるというようなことは分かったわけですけど、領域までの課題しか分析できず、到達数を全国と比較することが主で、PDCAサイクルの中でチェックが主だったという反省がございます。それはそれで佐々町の子どもたちの学力を客観的に捉える手法としては貴重ではあったわけですけど、今年度からの調査であれば、二次関数の理解が不十分といった、具体的に学習内容の分析がなされることから、それを評するというACTIONが可能になり、そのプランを立てることができるようになると期待してるところです。当然そのことによって、DOにつながり、PDCAサイクルができるようになればならないというふうに思っております。学力に向上に関するPDCAサイクルを構築したいというふうに思っているところです。当然これは学校のみでできることではございませんので、保護者にも適切に情報を提供しながらやっていく必要があるだろうなと思っております。なかなか教職員の研修とか習熟が必要ですので、学力向上におけるPDCAサイクルの確立というところには少し時間がかかるとは思っておりますが、是非取り組んでいきたいなというふうに思っているところです。

また、学力向上について私の考えていることですけど、まずは、学力向上は授業からということ常々思っているところで、学年、学級の課題となった領域を強化する授業改善を進めていきたいなというふうに思っているところです。そのためには、3校で組織しております3校共同研究による、町内3校の教員がお互いに授業を公開し切磋琢磨する授業研究、それから、本町はどうしても指導者が不足しておりますので、県教委から講師を招聘するなど、レベルの高い指導を受ける機会をつくっていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。いろいろすいません。もう申し訳ない。立ち上がったことまでちょっとお尋ねしたように思うんですけども。今、佐々町は、言いますれば、早くからICTの教育とか、それから、GIGAスクール構想とか、いろんな取組を、町長の力で先駆けて、い

ろんなことをやられているというふうに思います。

そうした中で、この前から産業建設文教委員会でも、佐々小学校のICTの授業の視察に行かれたりとか、いろいろそういうふうなことを伺っておりまして、やはりこの佐々町の教育に取り組む姿勢、そういうのは、やはり類を見ない、よそに先駆けてやられているということは私も承知しているんですけども、やはりそういうことで、今、教育長が言われたように、学校のやっぱり数が足りないとか、資質の問題をちょっと懸念されているところもあるのかなって、ちょっと今伺ったんですけどね。そういう部分は、やはりよそから学校の先生の異動とか、そういうふうなものも含めて、いろんなことで手立てできる部分もあろうかと思しますので、先生のお力を発揮していただいて頑張っていたきたいというふうに思います。

3校共同研究、これは小学校からですよ。それで、中学校に上がる時辺りは、そういうふうな力を持って、やはり中学校の成果が、今、発表されたように、小学校は平均以上だけど、中学校は低下すると。その辺の矛盾辺りも解消できるんじゃないかと思うんですよ、そういうふうな力を入れることによって。だから、その辺のことでもう少し原因を、何かあるんじゃないかっていうふうに危惧するものですから、やはりもう少し何か、今度説明会があるというように、今あったですけども、その辺のことを含めて、やはり学力向上に頑張っていたきたいというふうに思うわけです。

子どもたちの授業からって、先生、おっしゃったですね。授業からっていうとは、やはりそこに、子どもたちが全員で学級で取り組まなきゃいけない姿勢、体制っていうのがあると思うんですよ。だから、そうしたものについては、やはり学校の先生たちの、やはりそういうふうな資質、意欲の問題と思うものですから、その辺のことは、やはり3校共同研究で言われた中でいろんな問題解決をされると思いますので、そういうふうなことをもう少し私も素人にも分かるようなやり方、こういうことをやっているんですよというふうなことを、いろいろな機会を通じて出していただければ、子どもたちもやはり期待に沿うごと頑張らなきゃいけないことが出てくんじゃないかというふうに思いますので、そういうふうな取組をお願いしたいと思います。

何でこれ今言うかって言いますと、資料で頂いた、当時、私が総合戦略関係に質問をよくやったりしたわけですけども、この中で、2年度までの取組の効果っていうことで、学力向上関係の資料の中にあるんですよ。そういうふうな取組をした中で、やはりまだまだ力不足のところがあるような感じを受けましたんで、この2年度までの取組の効果が本当にあっているのかなということ、今後まだ3年、4年。

こないだ、4年度から学校の教育の振興計画、3次の振興計画を立てられたっていうことを産業建設文教委員会の調査の中で拝見させていただいたんですけども、その教育振興計画の中ででも、やはりこの取組、その学力向上に取り組む姿勢っていうことなんか書いてあるんですけども、その戦略を、今後どのような戦略を持って取り組んでいかれるのかということが一番大事になってくるというふうに思いますので、そういうふうに、今言われた学校共同研究、3校共同研究とか県からの講師招聘、先生来ていただき、それも平成30年ぐらいから同じようなことを言われてんですよ。言うてるんですね。御承知だと思いますけれども。だから、そういうふうなことで成果を上げるために、何か違うことを、何か取組を、佐々町に、佐々町に新しい何か風が吹くような、何か取組をしていただければなということで、大変失礼だったんですけども、思いで言いましたんで。何かあられば。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

**教 育 長（黒川 雅孝 君）**

確かに総合戦略の結果では、残念ながら令和2年度の結果に続いて達成ができなかったのは事実でございました。令和3年度については、ことし他をすることになろうかなと思っております。

私の考えといいますか、夢といいますか、目指すものといいますか、学力向上は、最終的には、子ども個人の学力の向上につながっていなければならないだろうなという思いを積年持っております。確かに学年、学級といった全体的の傾向から取り組む必要もあるわけですが、個人の学力向上が最終的には大切であり、個人の課題をどう解決していくかということが大切だというふうに考えております。

今年度、学力調査を変えたのは、実は、タブレット導入時に配置した学習支援ソフトのドリル、問題集部分と連動をしているというところに特徴がございます。例えば、自分がさっき申しました二次関数につまずいているとすれば、二次関数のところのドリルを取り出して自学ができる。いわゆる不得手なところを個別に応じた問題と連動ができますので、そのことによって補強ができるという大きな思いで、本年度変えたところでございます。徐々にではありますけれど、最終的に個人の学力を上げる個別最適化と言われる学習環境が、タブレットを活用することによってできるようにしたいなというふうには考えているところです。なかなか今後どういう具体的な時間の確保であるとか、取組方であるとか、その辺りは、先生方と共に考えながらやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

7番。

**7 番（永安 文男 君）**

ありがとうございました。先生がおっしゃるように、学力の向上は、最終的には個人の力ということ。そうすると、今、以前、9番議員も言われたかと思うんですけど、やはり個人の力というのは、塾に行った子どもたちのほうが伸びるというのは現実的にはあると思うんですよね。それ辺りも踏まえた中で、今度は学力向上とか、個人の取り組む姿勢、そういうのが大事になっていくんじゃないかというふうに思いますので、そうしたときには、今度は教員、先生方の個人個人に対するフォローが一番大事というふうに思うんですよね。今、先生がおっしゃったように、どこが不得手で、どこが得意かとか、いろいろそういうふうな部分なんかを、みんなでフォローする部分も出てくると思うんですよね、学級で。そうすると、やっぱり成績がいい生徒が、そういうふうな子どもたちのフォローも一緒に学級でやっていくとかすれば、総合的に学級も上がってくるとかいうこともあろうかと思うんで、その辺のつくり込みっていうか、いろんな学級、学校、経営の関係なんかと一緒に上げていっていただきたいなという、これは私の願望で恐縮なんですけれど、そういうふうなことで頑張っていただきたいと思えます。

今後、学力向上対策に対して、やはり私どももいろいろ期待をしながら、学校の、やはり先ほど言いましたように、佐々町の人口が増えるという要素は、やっぱり佐々町の教育水準がいいという、よそからのイメージがあるからこそ、佐々町に住みたいという思いがあられるのかと思うんですよね。佐々町の町長の子育て施策がやっぱり上等というか、そういうふうに評価がある。そして、現実には何か、何が良いかっていうと、佐世保とか平戸とか、いろんな方から私のほうに相談があるんですよね。土地をやはり相談をさせてくれというのが。そういう部分なんかで、何で佐々に住みたいのかっていうことをよく聞くんですけど、そしたら、佐々が住みやすいというのは、もう地形的なものあるでしょうけども、ただ、そういうことで、学校に、

佐々町の学校に入りたい、小学校に入りたいという思いがあるからこそ、佐々町に転居してきたいというようなことで、それぞれに紹介したりとか、土地の紹介したりっていうことは、もう知り合い通じてやったりはあるんですけど、やはりそこで、今言いますように、町の評価っていうのがそういうふうになってくれば、まだ今後、人口増が望めるかなというふうに思いますので。

あと、やはり私がいつも思う、研修で受けたりなんかしたときに、地方創生の問題で、やはり地方創生は、これから先、子どもとか孫に何を残すかということと言われて、そうしたときに、やはり教育が一番大事じゃないかというふうに思うものですから、この問題を取り上げたんですけれども、やはりこういうふうな5年間の教育方針が、基本的に3次を今度施策まとめられた中で、やはり「生きる地域・人づくりの教育理念に基づいて」っていうふうにして書いてあるものですから、やはりそういうところでの5年間の教育方針で、やはり今度結果を見れば相当上がってくるんじゃないかなって期待をしておるものですから、こういうふうな、やはり先生方の御努力を十分に発揮していただくようお願いしたいというふうに思っております。

最後の質問になるんですけれども、この教育振興基本計画の中に、最後のほうに、コロナの関係で、「新型コロナの感染症の影響で正常な教育活動ができない状態となり」って書いてあるんですよね。ちょっともう不安に思う書きぶりがあったんですよ。それで、成果指標が達成できない状況になってしまいましたというようなことで、正直な気持ちで書かれていると思うんですけども、このことについて、この定例会の冒頭で、町長もコロナに関しては報告があったように、そして、その後を受けて、学校教育関係のコロナの対応について説明があったんですけども、これがコロナの感染状況の説明とか、感染拡大の学級閉鎖状況とかはちょっとお聞きしたんですけれども、これで収束するとは思えないものですから、今後そういうことの取組関係は、行政として、この質問に書いておりますように、学校と、それから行政との関係として、問題点をどういうふうに取り組んでいかれるかということをお願いして、学校教育については終わりたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

御指摘のように、昨年度の教育委員会評価の中では、新型コロナウイルス感染症の影響で目標が達成できなかった。例えば、社会教育関係であれば、社会教育施設を閉鎖せざるを得ずに利用者数が伸びなかった。そういったことで大きな反省がございます。

新型コロナウイルス感染症における学校及び教育行政の最大の課題は、感染拡大をいかに防止するかということでございます。また、これは今後とも変わらず子どもたちを感染症、また、社会教育に携わっておられる方の感染症を防止するという意味では、いろんな制限を加える場合もあるだろうなというふうには思っているところでございます。

また、課題の一つが、行政報告でも述べましたけれど、学習の遅れをどうするか。全体的な授業時数としては確保できるめどは立っておりますけれど、問題なのは、感染や濃厚接触によって長期出席停止となった児童生徒の学力保障になろうかなというふうに思っております。タブレットの持ち帰り、また、タブレットによる授業参画を、工夫は各学校行っておりましたけれど、十分ではないのは確かでございます。特に、算数はある程度いけても、理科とか社会、やはりそういったところは不十分なところがあるかなというふうに思っております。必要に応じて、放課後や夏季休業中を活用した個別的な補充学習を行わなければならないというふうに思っております。

そして、更に大きな課題、これは今後も続く可能性がございますが、佐々町の教育の特徴は、

コミュニティ・スクール化をして、地域人材を多く学校に入れていたということでございます。残念ながら本年度の夏季休業についても、県立大学からのサポートティーチャーを予定しておりましたが、少し難しいのかな、10代未満の感染者が多い中ですね。そういった今まで行われていた地域人材の活用であるとか、校外学習を中心とする体験的な学習の制限とかが続いていく場合もあり得るだろうなというふうに思っているところです。

しかし、6月に入り、油断はできないものの、少しずつ落ち着いてきた感じがありますので、今後の状況を見ながら、十分に感染症対策を行った中で、徐々に諸活動を復旧していきたいなというふうに思っております。逆に感染症、今回の特徴ですけれど、感染が特定の場に特定して広がるという傾向がございます。きめ細やかな対応をしながらやっていく必要があろうかなというふうに思っているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。いろいろ新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、地域との関わり、それから、家庭学習の問題なんかも一番大事になってくると思いますので、3校学校の先生方と一緒に佐々町の教育力の向上に、アップに努めていただきますようお願いをいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、2問目の公園遊具の維持管理についてに質問を移ります。

まず、令和4年度の市政の概要と予算説明の中では、この中のくだりには、やはり生活安全という項目の中で、生活安全を大切にすまち、身近な公園維持管理事業、誰もが快適に利用しやすい公園づくりということで、公園、安全、快適に利用できるような遊具などの安全点検や、草刈りを実施する。それとともに、令和3年度に実施した公園遊具の点検結果に基づき、遊具の修繕や撤去工事を行いますというようなことで、予算の施政方針、当初予算の取組関係に書いてございます。

これを踏まえて質問をするわけですが、去年の3月に、私が一般質問で、公園遊具の保守点検をどのようにしているのかということをお尋ねさせていただいたわけですが、そのときに当時の課長は、毎年1回職員で点検していますと。これについて限界があるので、専門業者に委託することを考えて、安全が担保できればということだと思っておりますというようなことで、そのことを受けて、今、専門業者に頼まれているんじゃないかというふうに思っておりますけれども。

こうした中で、振り返ってみれば、2月21日に皿山公園で、小学2年生の子どもが、ちょうどロングスライダーの下のところ、終わりのところのカーブで転落してけがをしたという事故がありました。そういうふうにした中で、約1年後にまたでんでんパークで、今回のこのような事故があったというようなことで、こういうふうに事故が大きな公園、佐々町の売りである大きな公園、大規模公園の中での遊具が事故があっているというようなことで、検証をしていきたいということで、ちょっと今回取り上げさせていただいております。

今回のでんでんパークさぎでの公園遊具の事故について、総務厚生委員会とか産業建設文教委員会ではちょっと報告あった経過はあるんですけども、そのことについて、また再度確認の意味で、課長のほうから概要を報告いただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

でんでんパークの事故につきましてということで、4月24日に、でんでんパークに設置していますターザンロープの遊具に、父親の男性の方が3歳の子どもを抱っこしながらぶら下がって滑走ってということで、ワイヤーが切れて地面に落下したということで、お父さんが腰を打撲するという事故がありまして、これの管理につきまして、私の責任でありまして、この親子に大変な御迷惑をお掛けしたということで、心からお詫びを申し上げたいと思っています。

その後、町としましても、やはり点検を行いまして、今後の点検を行いまして、ターザンロープの使用は禁止しているわけでございますけど、先ほどお話がありましたように、永安議員がおっしゃった滑り台でも事故があっておりまして、なかなかこういういろいろな公園で事故が起こるということが、事故があるということで、大変な御迷惑をお掛けするわけでございますけど、町としましては、最低限の検査等をやっているわけでございますけど、これについても、もう少し検査を厳しくして、皆さん方に御迷惑を掛けないような方策というのを考えてやっていかなきゃならないということで、専門家に、まあ1年に1回はやっているんですけど、なかなかそこを見抜けなかったということであります。今後この反省しながら、今後どうするのかというのは、皆さん方と一緒に考えて、やはりやっていかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

7番。

**7 番（永安 文男 君）**

町長がそういうふうに今、でんでんパークの事故の関係についてお断りの、お詫びの気持ちをお持ちで言われたんですけども、やはりこの、こういう何回も事故が起きている、やはり子どもは、やっぱり危険の伴わない遊具じゃないと面白くないもんですから、そういうのはやはり分かると思うんですよ。だから、しかし、それを町長が言われたように回避するためには、やはり検査、安全点検っていうのが一番大事になってくると思うんですよ。だから、当初、維持管理関係で1年前にもお話しましたように、私がずっと見て回って、やはり公園の遊具が今、虎縄でほとんどのところが全部巻いてあるんですよ。それは今後、事故があったりして、いろいろ対策、その分、4年度の事業をするための前準備だというふうに理解はするんですけど、やはりその前に、そういうふうに4年度の前の工事をする前から、私が申し上げた時には、すぐトラロープで縛ってされたんですけど、それが今、こないだも6月、5月に事故があって、その後も見て回った時も、やはりそこはそのまま、それ以上に増えているという現状なんですよね。だから、そういうものをいつまでも放置しとったら、公園の機能は発揮してないと思うんですよ。全部。だから、それを一遍に修理をする、いろんなことをするということは無理、物理的にも無理と思うんですけどね。だから、そういうふうな計画立てたことに対して、どういうふうに考えておられるのか。

ちょっと今、前に、ちょっと後先になって申し訳ないんですけども、今、原因となった部分を検証する意味でも、検査は当然職員が1年に1回検査しているというのは、本当に職員がどういう検査をしているのかですね。やはりその立場に立った検査っていうのが、ただ目視、打音とか、いろいろ委員会の調査では言われたんですけど、それだけで本当に危険度合いというのが分かるのかなっていう心配もちょっとあるもんですから、その辺の、建設課長からでもいいですけども、検査、職員で1年に1回、職員で検査をしていますというようなことを前から何回も言われてんですけども、それと、今度は、定期点検の専門業者に依頼した検査の内容というのが、どこがどう違うのか、それを、何回もちょっと職員でそういうふうな講習を受けたりなんかして分かる範囲でしたりすれば、事故も前取りで分かるんじゃない、予測されるんじゃない

やないかなというふうに思いますので、その辺を含めて何かあれば教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

職員が行っている日常点検ですけれども、職員が県で主催されます講習会に参加しまして、その講習を受けて、標準的な確認項目によって職員の日常定期点検は行っているところです。見落としがないように確認しているところですけども、どうしても職員の点検には限界がありますので、令和3年度から専門業者に委託をいたしまして、定期点検を行っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどいろいろな箇所、公園がたくさんあるわけでございます。いろいろな箇所でトラロープ張って、使えなくしているという所がたくさんあるわけでございます。これも調査しまして、早く予算の範囲内でも修理をするようにしながら、順次やっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございます。やはり公園どこ行っても、佐々町の公園はトラロープばかり張ってあるって、あんまりよろしくない、みっともない話ではないものですから、だから、そういうことで、今、町長が言われたように、早く工事して修繕したりとか、対応をするということでございますので、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

委員会で報告がありましたでんでんパークの事故の内容的なことで、ワイヤーの断裂による事故ということで、そのときに2人、大人と子どもさん方で乗ったという報告は受けているんですけども、やはり私の勤める経験上、9ミリのワイヤーが一時期の衝撃で破断する、切断に至るってというようなことはあんまり考えきれないんですよ。どうしても理解がしがたいもんすから。その辺の分析は専門家を踏まえた中で、役場の担当課がされているとは思ひますけれども。やはりどうしても原因が、安全点検の結果が、結果分析が早め早めにされておれば、こういう重大な事故にはつながらなかったんじゃないかなってということで、ただ、結果としては大事に至らなかったということで胸をなでおろしているんですけど、ただ、やはり先ほど町長からもお話がありましたように、点検内容、安全点検なんかを踏まえて、後の結果、そういうふうには起こらないような手だて、対応をしていくというようなお話がありましたんで。

だから、この事故を踏まえて、今後どういうふうな、やはり何か不足していたものがあるんじゃないかと思うんですよ。先ほど言いましたように、9ミリのワイヤーが、戻ってねじれとかがなければ、切れることってあんまり考えられないんですよ。だから、そういう部分で、私もクレーン車で玉かけ経験したりしとったものですから、そのことでちょっと気になっとなったものですから、委員会のときにもお尋ねしたんですけども、そういうふうなことが早め早

めに分かるように、もう少しその点検、安全点検を進めていくと町長からのお話がありましたように、そのことで建設課としてですたい、まとめられた方針、今後の方針等があればお伝えいただいて、今後の検証結果にして事故を防ぐというようなことで。

一番最初に、7次の総合計画で、そういうふうに安全な公園をちゃんと住民の方に提供しますというようなことがあって、いろんな部分も事故が起きないようにしますということで総合計画をお約束されて、住民の方はそこに憩いの広場として行っておられるわけですから、そういう部分で点検の方針等がいろいろ検証結果でまとめられたかと思えますので、その辺のことを最後にお尋ねして質問を終わりたいと思えますけれども、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

一応今回の事故を踏まえて、建設課長のほうで、今後の再発防止に対して方針を固めております。

一点といたしましては、今回の事故につきましては、子どもを抱いて親子で滑走するなど、利用制限がある遊具の制限を超えた利用、いわゆる人的ハザードがワイヤー切断の一つの要因とも考えられますので、公園遊具注意看板や、遊具の種類別注意事項シールや、年齢表示シール等を大きく分かりやすく明示し、利用者向け注意事項の分かりやすい掲示に努めたいと思っております。

2つ目といたしまして、不具合や破損、推奨期限など、少しでも疑義がある点検結果が報告されれば、早急に使用を禁止、修繕など適切な措置を迅速に講じ、安全が確認された後に使用を開始するように努めたいと思っております。

3つ目といたしまして、ワイヤーを使用している遊具などについては、数値で確認する項目がありませんでしたので、ノギスで測定する検査項目を追加しております。

4点といたしまして、定期点検の点検記録を活用して、遊具の安全点検の実施状況や点検結果、遊具の修理部材の交換の実施状況などを管理いたします。

また、その他遊具の維持管理上、必要な情報についても、台帳管理に努め、履歴を確認しながら効率的な維持管理に努めたいと思えます。

最後に、町ホームページを活用し、町民の皆様が日々公園を利用される中で生じる破損や異常等について情報提供を求めるなど、遊具事故などの未然防止に役立てていきたいと考えております。

以上のような対策を講じて、今後、事故防止に努めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。今の方針、十分真摯に受け止めて、安全、安心な公園に取り組んでいかれるようお願いしたいと思います。

ただ、今話を聞いた中で、人的ハザードのことを言われたですね。やっぱりしちゃんらんことをしとるばいってということですね。

皿山公園の看板の中には、こういうくだりがあるんですよ。「公園を利用される方へ」って題して、一番下のほうにですね、「正しい遊び方を指導してください」と。保護者の方に対してっ

ていうことですね。その下に、結局「間違っただけによる事故については責任を負いませんので御了承ください」って書いてあるんですよ。皿山公園にはそれがあるんですよ。でんでんパークにはないんですよ。その辺のことをもうちょっと、どういうふうに、いろいろ事故があった後に看板を付けたとかいう対策の話は聞いたんですけど、そういうところが同じ代表公園でありながら、そういうふうに表示の仕方が違う。今回、保険適用とか、いろんな問題も聞きはしているんですけども、まだちょっと、今、途中の過程だから、いろいろ入れないところはあろうと思うんですけどですね。そういう部分なんかで、やはり一丁踏み込んでいけば、もう一歩踏み込んでいけば、やっぱり気になる場所っていうのはあると思うんですよ。だから、職員も、今、一つの例を私はあげたんですけども、そういうことを含めて、やはり自分の子どもたちが遊んだときに、そういうふうなことになるかなと心配なことはないかなとかいう思いで、公園をちょっと調査して回っていただければと思いますので、これ蛇足ですけども、一応そういうことで、今後、子どもたちの安全に、公園を利用される方の安全に対して気を遣っていただいて、頑張っていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

以上で。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。答弁はいいですね。

7番。

7 番（永安 文男 君）

はい、結構です。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。

35分まで暫時休憩といたします。

しばらく休憩します。

（14時23分 休憩）

（14時35分 再開）

— 日程第6 一般質問（長谷川 忠 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて質問します。

新型コロナウイルスの感染に対応した避難所開設訓練について。

先日5月30日月曜日に、3回目となる新型コロナウイルス感染に対応した避難訓練がありました。佐々町地域交流センター1階の多目的室で11時から17時までに4回に振り分けられて、参加者は町内会長、町会議員、職員と、また、会計年度任用職員において実施されました。

訓練の内容は、従来どおり、避難者にコロナ禍における適切なる対応でありましたが、全国では、災害時の避難所における女性職員の必要性が重視されているわけですね。その問題というのが、どうしても災害時に避難所を開設した場合、問題がいろいろ、女性と男性では対応が違うということで、うちの本町としては、さほど長期にわたって避難所を設けるといことは、幸いながら現在のところありません。

しかしながら、これから先、今もう梅雨に入っておりますが、沖縄はきょう明けたと言っております。しかし、線状降水帯やら低気圧前線が今だんだん北部に上がってきて、集中的な豪雨になるのではなかろうかと、今その時期であります。コロナ禍で考えると、どうしても避難所の開設における大切さが重要であると思われまます。

私がざあっと調べたところ、全国的にも防災担当部署、女性職員がいないわけです。市町村においても割合が都道府県別でも相当、長崎県という自体がランクからワーストのほうに入っちゃうんですね。それというのも、やっぱり開設しても女性職員がいらっしやらないところが、一番多いのが長野県の87%、富山県86.7%、岩手県81.8%、長崎県においてはワースト4位です。長崎県は81%です。5番目に宮崎県80.8%、そういうふうにならぬ全国的に都道府県でも女性職員のいないと。

これがどういうことを表しているのかということ、やはり台風などの大雨、地震などがあつた場合に常設したその避難所において、女性職員がいないと、やっぱり我々男性には分からないような問題が数々出てくるわけです。

そこで、やっぱり全国的にも見直されて、長崎県でもそうやって少ないのではありませんが、他市町、長崎県では諫早かどこかにそういう部署ができた、女性職員を配置付けしたと、そういうふうにお聞きしております。

そういうことで本町もこういう状況下に置かれた現状の中で、いかに考えていらっしやるか、女性職員の配置付けに関して、そのこととお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この前、避難所の訓練を行いまして、答弁に先立ちまして、議員の皆様におかれましては、毎回、避難所の開設の訓練に積極的に御参加をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほど長谷川議員から御指摘がありました、避難所の様々な配慮ということが必要になるといふこととございます。やはり、その避難所の対応というのが非常に重要な課題と我々も考えているところでございまして、避難所を開設する場合は、今のところ町の対応といたしましては現在、一時避難所しか開設しなかつたんですが、一時避難所の開設には原則としまして、避難所には2名ということで、原則は男性1名、女性1名ということになるように措置は行っているんですけど、先ほど申されましたように、大水害・大災害の大きな、長期にわたるといふことになれば、なかなか女性職員が、先ほど申されましたような、いろんなことがありまして少なくなるということとは考えられますけど、町としましては、先ほど長谷川議員が申されましたように、できるだけ様々なそういうニーズにお応えできるように体制はとっていきたくて考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

その体制づくりは考えていらっしゃるのですが、マニュアル的にはどういうふう具体的に考えていらっしゃるのかなど、ちょっとそこのところをお聞きしたいなと思って、よろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

職員にありましては、まずは避難所運営マニュアルというものに基づきまして対応するようにいたしております。ただ、今回、機構のほうも改革をしておりますので、その点につきましては順次、検討を進めて改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

その体制は分かります。でも、実際に避難所において、今うちの本町としては、現実的に地域交流センター、町の公民館、それと北部のほうに行きますと佐々小学校ですか、去年なさいましたよね。それと口石小学校はなくて福祉センターですかね、そこを開設なさって、4か所ぐらいしましたよね。だから、ああやってするのはいいんですけど、結局、備蓄ですね、もし長期にわたってのあれで、備蓄に関しては、あそこの地域交流センターの1階でしたかね、2階でしたかね、ちょっと忘れましたが。

そこで備蓄、水とか、どれくらいの日数もてるぐらいのあれで、ちょっと内容的にはざっとしか知りませんので、よろしかったらどういうぐらいの、2週間ぐらい耐えられるぐらい、町民に対応してのどれくらいの量があるのか、分かればお伝え願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

現在、ちょっと手持ちのほうを持っておりませんので、大変申し訳ございません。

今年度におきましても、備蓄品としまして食料等、購入をいたしております。また、毛布等についても購入を行っているところでございます。順次、計画を立てて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

今の答弁でよろしいですか。

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

もうちょっと具体的におっしゃってくれるかと思いましたが、資料がないということで、私もぶしつけな質問でしたので申し訳ございません。

しかしながら、そういうのは大事なんですよね、やっぱり。特に今、女性の方がいらっしやらないということで、結局、他町村、全国平均的にもやっぱり女性の担当がいっぱかりに女性特有のプライベートな面で、結局、問題を生じていると。それは多期間にわたった時点でしょうけど、今現在のところ、佐々町はそういう状況下に置かれてはいませんが、でも、そういうことは想定してやっぱり備蓄なり、その避難所の運営マニュアルなどは大変必要になってくると思うんですよね。もう本当、気象状況が分かりませんので、そういうことで、そのところをよろしくお願いします。

それと、今もう本題にいきますが、今後やっぱり女性職員の配置ができないという大きな問題ですよ、これ。私が考えたところによると、やっぱりどうしても女性の方というのは結局、夜間とかに緊急対応において泊まり込みが必要とか、業務が多くなって大変だと、なおかつ家庭をお持ちの方は子育てをなさっていますので、自分のところも災害に遭うんじゃないかろうかと大変だとは思いますが。だから、そういうのが難しいことによって、なおさらそういう女性の配置が難しいとおっしゃるのはもう当然だろうと思うんですけれど。

そこなんですけど、何らかの形で女性の方を起用して、配置じゃなくてもいいですから、やっぱり順次そういう何かボランティア団体じゃないけど、非常時の場合にそういう方がお手伝いできるような方を配置するということはお考えになっていらっしゃるんですか。そこをちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

先ほど議員の御質問についてでございますが、大雨時には先ほど言われますような要介護者の受入れなど、福祉センターについても様々な対応を行っていただいているところです。そのため、議員の御提案についての対応はなかなか難しいのではないかとと思いますが、しかしながら、令和3年8月の台風の際、複数の避難所を開設した時に、他の避難所で体調が悪くなった避難者に対し、福祉センターに従事していた保健師が赴き対応した経過がございます。

そのときの課題を踏まえて、避難所の配置職員とは別に保健師がどのように動くのかと、多世代包括支援センターと協議を進めているところでございます。引き続き、女性、それから要配慮が必要な方について、安定して避難所の運営が行われるような方法を検討してまいりたいというふうに思いますので、御理解と御協力のほうをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そのような方で保健師さんとか看護師さん、保育士、そういう方、子育てを終えた世代でもお手伝いができる方をリストアップして、そのために、やっぱり緊急時に来ていただけるような結局リストアップをしたりとか、そういう配慮も必要ではないかと思うんですよね。だから、今後そういうこともリストを作ってやっぱり対応をするお考えはありませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

**総務課長（大平 弘明 君）**

議員御指摘のとおり、やはりリストを作って進めていく必要はあろうかというふうに考えております。

先ほども御質問がございましたとおり、年度計画において備蓄品等についても購入が必要だというふうに考えております。

また、生理用品等につきましては、今年度は300購入をいたしております。おむつの子供用で484、それから、おむつの大人用で168購入をいたしているところでございます。

そのほかにもアルファ米につきましては、1日2食の3日分ということで6食分、これにつきましては4,200食分を備蓄をしているというところでございます。

そのほかにも水、毛布、簡易トイレ、乳幼児用液体ミルク、こういったものについても備蓄をいたしている状況でございます。

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

5番。

**5 番（長谷川 忠 君）**

先ほどはちょっと備蓄の数が分からないとおっしゃったんですが、今はさらさらとおっしゃいましたけれど、ありがとうございます。

そうやって備蓄があるということは、やっぱり心強いです。そして、去年は各町内会には避難用にテントとか、そういう備蓄の倉庫をおつくりになったじゃないですか、配置付けして。あれもありますので、あそこでは別にそういうテントとか、結局、扇風機とか何かいろいろありましたよね。そういう備蓄系等ありましたけれど、そこそこに対応できるような備蓄というのは、やっぱりあくまでも地域交流センターのみの倉庫だけしかないんですか。あそこから配布をするような状態になっているんですか、もしも非常時の場合は、そこをちょっとお尋ねします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

総務理事。

**総務理事（山本 勝憲 君）**

それでは、備蓄品の関係です。先ほど言われた各地区の集会所の備蓄品のことでございますが、それはコロナ対策ということで整備させてもらったものでございます。各地区の集会所でやっぱりコロナの方もいらっしゃるということで、その中で整備させてもらったものでございます。

本町の備蓄の考え方でございますけど、これは県の備蓄の考え方と同じでございますけど、大体5%の700人分を用意するという形で備蓄品をそろえているということでございます。それを3日間です、基本的には。そういう形で備蓄品をそろえているということで、町民全体の部分ということではございませんで、全てを用意することは実際のところ現実問題として不可能でございますので、その中で県の基準等に基づきまして、うちのほうでは1万4,000人の5%、700人分を約3日間分ということで食料等を整備させてもらっているというところでございます。

あと質問の趣旨でございます、女性の視点に立った、いわゆる避難所の運営ということだと思いますので、それにつきましては男女共同参画計画、昨年度見直しておりますけれど、その中でも一旦整理させてもらっています。

御提案の女性の民間の方の活用というような趣旨だと思いますけど、それにつきましても全体的な分の災害時の状況とか大規模災害とかでやっぱりちょっと違ってくると思いますので、そこも一旦しっかり整理させてもらって研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

はい、分かりました。今、説明がありまして、総務理事から。分かりました。

では、もう女性の配置付けのほうというか、配置といたらちょっとおかしいですけど、女性の方を起用するっていうことで、その避難所に、それは考えていらっしゃるんですよね、やっぱり。大丈夫ですか、それは。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

すみません、一番最初にお答えしたんですけど、一応、避難所に2名配置ということで考えておまして、そのうち男性1名、女性1名という形で配置をしていきたいということで今やっておりますので、その部分は一時避難所の受付なんですけど、その部分については配慮できているかなと思っております。

ただ、それが長期期間にわたるとか、大規模災害で、例えば避難所が長期間滞在される方が多いとか、そういう部分につきましては、やはり全体的な部分をしっかり見直した中で検討する必要があるのかなということで考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

どうもありがとうございます。では、このことに関してはもう的確なお話がありましたので、皆さんには多大なる負担を掛けると思います、執行部であったり、職員の方には。しかし、やっぱり住民の安心、安全な、やっぱり災害が一番怖いんですよね、やっぱり。だから、それを皆さん心配なさっていますので、今後とも御検討のほどよろしくお願いします。

では、2問目にいきます。

佐々町立診療所に小児発達専門外来を開設なさいました。そのなされた状況について。

3月定例会本会議にも一般質問をした、本年度4月より開設された月1回、第3金曜日に10時より16時までの予約制で、町立診療所における小児発達専門外来がもう早いもので2か月開設されたわけです。

月1回、第3金曜日にあっておりますが、この小児発達専門外来の利用者数はどれほどあるのか、現在。また、本町の利用者数はどれくらいか。それから、松浦市、平戸市などの予約等が入っていれば現状をお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

御存じのとおり、4月から小児発達専門外来ということで、この北松地区は大変多いということで、なかなか診察を受けられないということで本町に来ていただいているというのを町立診療所のほうで月に1回やっておられます。

現状を報告させていただきますけど、議員の御説明があったとおりでございます、月に1回、第3金曜日に開設をしております、診療時間が10時から16時までということで予約制でやっております。

予約につきましては、診療を希望される方がまず、お住まいの自治体の担当部署に相談をしていただき、その相談の下、予約がいつできるのか、当町の担当者に御連絡をしていただくようにしております、その連絡により担当者は子どもさんの状況を聞き取りながら、予約の日程について調整をしながら受け付けるようにやっているところでございまして、佐々町の方につきましても、担当者が事前に相談を受け付けて、療育専門相談の判断の下で、診療所の受診につなげて予約を入れるようにしておる次第でございます。毎月1回の診察でございますので、予約につきましては慎重に受け付けておりまして、議員が御質問の利用者数でございますが、4月から先週の17日金曜日に行われました6月の健診・診察予約の受診者数というのが、合計で18名でございます。再診の方1名を含めまして、佐々町の方が16名、平戸、松浦の方が2名ずつでございます。

現在の予約状況につきまして、9月まで予約が入っております、7月から9月までの予約数は現時点で17名となっております、そのうち初診の方が13名、再診の方が4名でございます。

4月から9月までに受診された方、それから予定の方を合わせると、佐々町の方は、初診の場合が25名、再診の方は5名ということになっておりまして、平戸・松浦市の方を合わせて初診の方が5名、再診の方は1名の予定ということになっておりまして、今後も受診の相談が増えることが見込まれますので、医師とも相談をしながら体制を整えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

佐々町のほうも現在のところ、再診を含めて30名ぐらいがなさっているということで、他市から予約が9月までいっぱいとかいう話も多々伺っております。

そうやってこの利用度が高まっているのは大変よろしい話なんですけど、私がちょっと耳に挟んだ話なんですけど、この話は4月号に広報でも載っていましたが、診療所内に小児発達外来を開設しましたと。本当にみんな見ていたのかなということで、それが先日、その保護者の方に会ったんですよ。そして、お話の中で「今度こうやって物忘れ外来があっている佐々町の診療所において、小児発達外来ができました。それを利用なさっていますか。」と聞いたら、「えっ、そんなのあったと。」と言わすけん、「いや、佐世保センターのほうに申し込んでずっと待ちなんですよ。」と言ったら、「そうなんですよ。知りませんでした。そんなのができていますか。」って。知らない方がいらっしゃるんですよ、その対象者の御両親の方で。びっくりしていたんですよ。それで、「えっ、何で知らないんですか。」と言ったら、「いや、もう全然知らない。」と言われたもので、ちょっとこれを問題視して上げたんですけど。

そうやって対象者が小児発達障害の外来ということで、その幅としてはやっぱり18歳ぐらいまでの方を対象になさっているんですかね、年代的には。だから、僕がお話を聞いた対象者の方は中学生だったんですよ、親御さんたち。そうしたら、「誰とかさんも知らんっさんよ。教

えてやらなあ。」と言って。そういうふうなお話のやり取りをちょっとしたんですよね。それでこうやってお話をしているんですけど。

なぜ、結局、中学校においても、そういうふうには小児発達外来が新しく、佐世保市にしかないようなものが佐々町、松浦市にもない、平戸市にもない施設が、すばらしい施設ができたのになぜ知らなかったのかって、そこが残念で、大体、教育委員会とかはそういう発達障害の方、対象者なんかは小中学校でもいらっしゃると思うんですよね、大体、結局、幼稚園とか保育所、それから小学校に上がるときに、検査時点で大体一番、発達障害が分かるというんですけど、でも何かそうやってすり抜けてこられて、今までそういうのを重視されていなかったじゃないですか、だから障がい者があるという。障がいと言ったら悪いですけど、結局、発達障害ですか、いろんなケースがありますから、その発達障害にも。だから、そういうのがなぜ告知が教育委員会のほうからでも、プリントでも、ちょっと個人情報でありますから、みんなに配布しても確かに必要性はちょっと限られるあれがあるんですけど、でも、せっかくこうやってあるのに現実、御両親の方、家庭で悩んでいらっしゃる方が知らなかったということは、もう大変残念でならなかったんですよ。だから、こうやってお話をしているんですけど、教育委員会としては、そういう発達障害者に該当なさるお子さんたちに、小学校が2校ありまして、中学校もありますけれど、連絡事項で何らかの形はとっていただけなかったのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

小児発達外来の周知がなかなか行っていないということで、大変御迷惑をお掛けしているということで申し訳ございません。

私どもとしましては、4月の広報紙と、それからホームページ上で一応掲載をさせて、周知をさせていただきました。また、毎月の広報紙のくらしの広場の紙面にも、診療日とそれから新規科目ということで、開設した内容を掲載させていただいております。

そのほかに先ほど言われましたように、教育委員会のお話がありました。教育委員会を通じて校長会にも紹介をさせていただいたという経緯もございますし、それから住民福祉課を通じまして、保育所の所長会にも紹介をさせていただきました。関係団体の会議でも紹介をさせていただくなど、多岐にわたって私どもは周知に努めているところでございますけれど、大変申し訳なかったと思っています。

そういうことで、また、関係課と、今後とも団体としっかり連携をしながら、支援の必要がある方、それから子どもさんの発達に悩んでいる方々が安心して受診や相談ができるように、相談窓口についても体制整備に努めてまいらなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員のほうから、学校からの案内はという御質問でございましたけれど、私ども校長会で5月に紹介を受けまして、少し遅くなってしまいましたが、大体5月中から6月初めにおいて全生徒に紹介文を配布いたしました。その間にちょっと情報が伝わってなかったところがあったのかなというふうに反省をしておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

教育長のほうからも実際にそのプリントですか、プリント等ですか。（黒川教育長「はい。」）小学校、中学校に配布なさったみたいですけど、確かに遅れましたよね。やっぱりこの4月から始まっているから、もう5月じゃちょっと遅いんですよ。ちょっと対応が遅かったなということだと思います。

あっ、町長、何かありますか。（議長「どうぞ、どうぞ。」）対応が遅かったのは、もう認めてくださいますよね、やっぱり。まあ、よろしいです。

とにかく私が懸念するのは、だから、そのいろんな問題において、いじめもそうです。結局、登校拒否も一緒。そういうことで家庭と教育者、先生たち、それから教育委員会、そういうところ、また、今回に対しての小児発達外来のあれですから、多世代の包括支援センター、そのパイプですね、やっぱり大事じゃないかと思うんですよ、そのつながり。どっかで切れちゃっているんじゃないかなど。せっかくいいことを、実際、他町村にないものを行っているんだから、その連携プレーというか、そういう密な関係を構築してほしいなと思っています。そのところ、どうお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話をいたしましたように、やはり長谷川議員が御指摘のとおり、今後は関係各課とか、それから団体、それと教育委員会もそうですけれど、やっぱり連携をしながら、支援が必要なことがある方とか、子どもさんが発達に悩んでいらっしゃる方が安心して本町に住めるような体制というのが必要でございますので、やはり相談ができるような窓口体制というものを今後とも整備しながら、皆さん方の御意見をよく耳に傾けながら整備に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

どうもありがとうございます。では、もう3問目に行きます。

佐々小学校に隣接する小春橋河川敷の色あせた新幹線トイレの補修工事について、ちょっとお伺いします。

本町には自然豊かな数多い公園施設が点在し、住民はもとより他町村からもおいでいただき大変喜ばしい限りですが、先日6月4日、5日にコロナ禍において3年ぶりとなる花菖蒲まつり、久しぶりに皿山直売所付近がにぎやかな雰囲気であったのですが、皿山公園に隣接する小春橋河川敷公園の緑豊かな敷地に長き月日に劣化、色あせた通称「新幹線トイレ」がやけに周囲の環境に合わないように思えたのです。住民の憩いの場でもある公園のトイレ補修工事、これはどのようにお考えでしょうか。

先ほど、7番議員もトイレに関してはおっしゃっていましたが、そのところをお伺いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

先ほどの新幹線トイレですけれども、佐々川の河川改修工事に合わせて一体的に整備された公園でございます、近隣の町民のみならず町民の憩いの場と利用されております。

特に最近健康志向の人が増加傾向にあるようで、佐々川の桜づつみをはじめとしまして、佐々川河川公園においてもウォーキングやジョギングをされておられる方が多くなっております。

御指摘の新幹線トイレにつきましては、平成2年度に建設され、男子・女子トイレ及び多目的トイレが設置されております。補修工事ですけれども、令和4年度において町内公園のトイレ施設の劣化状況に応じて、補修計画を立てるようになっておりますので、その中で検討していきたいと思っております。トイレの改修に伴って、外壁についても検討していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長、できれば、いつ頃までにというような日にちが出れば。

建設課。

建設課長（山村 輝明 君）

日にちをとということなんですけれども、すみません、ちょっと今この席で、いつまでということとは申し上げられないですけど、お答えできません。申し訳ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

建設課のほうとしては、築30年ですか、もう劣化しているということは重々御承知の上で、外観がちょっとみすぼらしくなっていますので、せっかく佐々町は立派なトイレが多いですから、もう本当にきれいなトイレ、それはやっぱり他町村の方が来ても自信を持って言われるぐらいにきれいなトイレが最近増えていますので、あそこのでんでんパークにしても、それから皿山公園のトイレ、すばらしいです。もうそこに隣接する新幹線トイレは、やっぱりちょっと状況に合わないですよ、新幹線トイレのイメージは。

今度、佐世保のほうにも新幹線がくるわけじゃあるまいしという感じもありますし、だから何かの形で外装でも構わないので、内装ももちろんそうですが、形はあまり変える必要はないけれど、新幹線じゃなくてもいいから、民間の方に今度ちょっと新幹線トイレを改装するからということで公募なんかして、ラッピングとかいろんな形で皆さんに興味を持たせるような配慮もあっていいんじゃないかなと思うんですよ。だから、そういうことでせっかく改修工事をなさるなら、今後そういうことを考えていらっしゃらないのかなと思って、ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

トイレの施設の整備状況や公園の規模、利用者数を基に補修、場合によってはトイレ撤去についても、総合的にトイレのなかの改修については計画していきたいと考えております。

あと外壁ですけれども、コンクリート自体はまだ耐用年数から考えますと使用可能な施設だと考えておりますので、現状の形を残した形で補修、塗装改修を行ったほうがいいのではないかとということで今のところは考えております。

それと、改修のときにそのような、議員おっしゃられますような検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

いや、そのところをはっきり言ってくださいよ。公募して何らかの形で改装するとか外壁のあれを決めるとか、一般町民に打診するとかいう、そういう手だては行ってはいただけないんですか、いただけるんですか、どちらですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

その辺も含めて検討をしていきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この新幹線トイレというのは、建設当時、長崎新幹線の佐世保ルート計画誘致の時期であったということで、多分そのときに新幹線が話題になって、新幹線トイレをあそこに設置するときに、新幹線トイレを設置したんじゃないかと思っております。

そういうことで、先ほど課長が申しましたように、外は一応塗装をするだけできれいになるということで、まだ外壁は多分、十分もつのではないかと思っておりますし、それから、この公園がいわゆる補助対象になる都市公園ではないわけです。その他の公園ということになっておりまして、町として、これはやるにしても補修費が町単工事でやらなきゃならないということでございます。

そういうことで町としましても、先ほど申しましたように、公園については全体的にトイレの見直しとか公園規模とか、利用者数に基づいて補修計画を立てて町としてやっていきたいと。特にトイレについては、洋式化とか多目的トイレにするバリアフリー化が必要でございますし、また照明器具なんかのLED化とかもやらなきゃいけないと考えておりますので、予算を組み、計画を立てながら順次やっていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そのトイレ改修が補助も頂けないということで単独事業ですか、そういう形になるということですから、なかなか難しいとは思いますが、順番待ちではあるかもしれませんが、利用頻度の高いところから何か改修工事をするということですが、その基準もちょっと「あれ。」と思うんですけど、そこを踏まえて早急にできればいいなと思っていますので、そのところの検討をよろしくお願いします。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。どうぞ。

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

町長、何かお話があればどうぞ。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町としては、そういう長寿命化ということで、都市公園については補助対象になりますので、千本公園、皿山公園とか羽須和第一公園とかずうっとやるわけでございますけど、その他の公園ということになっておりますので、町としては、そういう順々計画を立てながら、計画でやって、ずうっと順番どおりやらせていただければと思っていますので、よろしくお申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

では、3問の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、5 番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会とします。お疲れ様でした。

(15時18分 散会)